

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
利水対策案等について（意見聴取）

---

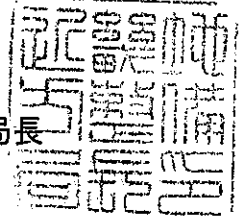




国近整河環第57号  
24ダ事 第142号  
平成25年3月29日

近畿農政局長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

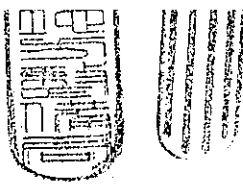
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

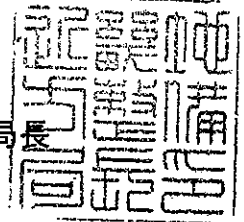
事業部 計画課



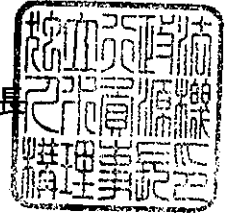
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

三重県企業庁長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

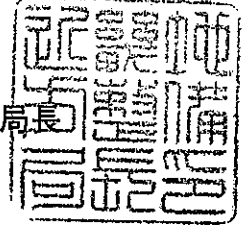
事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

京都府知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

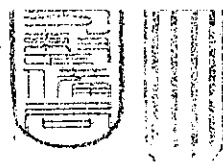
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

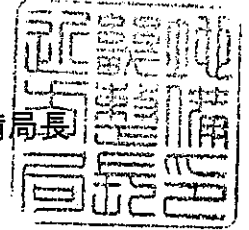
事業部 計画課



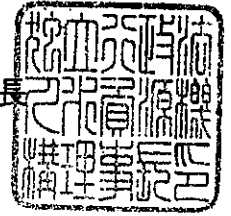
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

名張市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



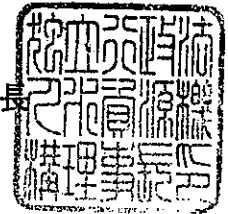
国近整河環第57号  
24ダ事 第142号  
平成25年3月29日

大阪市水道局長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

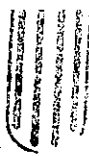
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

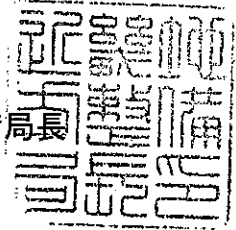
事業部 計画課



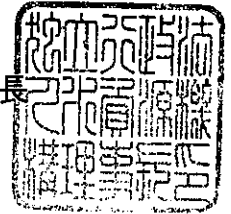
国近整河環第57号  
24ダ事 第142号  
平成25年3月29日

守口市水道事業管理者様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

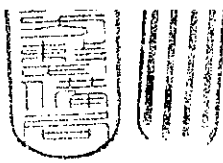
国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課

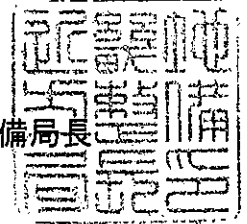




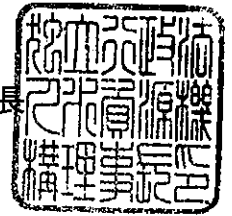
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

枚方市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

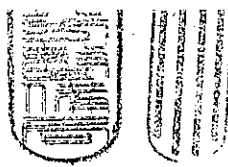
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

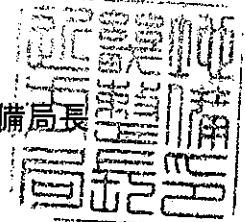
事業部 計画課



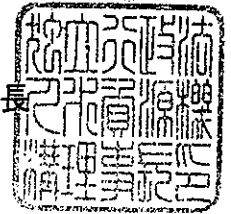
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

尼崎市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

伊丹市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

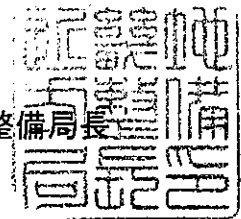
事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

奈良市水道事業管理者 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

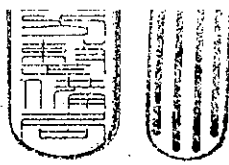
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

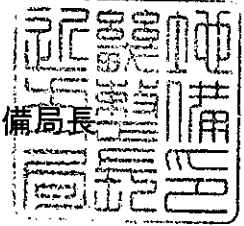
事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

大阪広域水道企業団企業長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

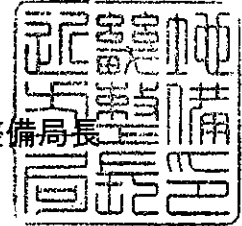
事業部 計画課



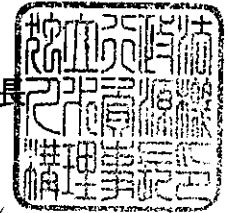
国近整河環第57号  
24ダ事 第142号  
平成25年3月29日

阪神水道企業団企業長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



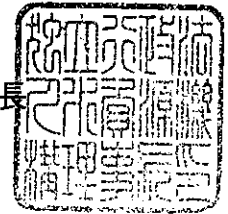
国近整河環第57号  
24 夕事 第142号  
平成 25 年 3月29日

関西電力(株) 取締役社長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成 25 年 4月 30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

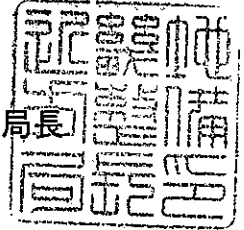
事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

中部電力(株) 取締役社長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



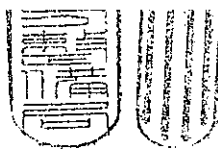
丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先  
国土交通省 近畿地方整備局  
河川部 河川環境課  
独立行政法人水資源機構 関西支社  
事業部 計画課

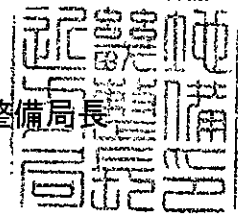




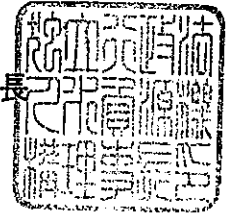
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

滋賀県知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

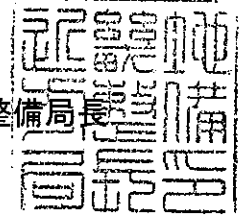
事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

京都府知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

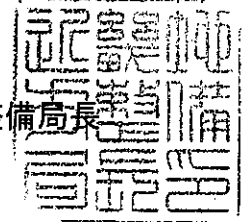
事業部 計画課



国近整河環第57号  
24ダ事 第142号  
平成25年3月29日

大阪府知事 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

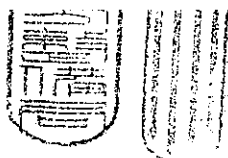
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

長浜市長 様

国土交通省 近畿地方整備局



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

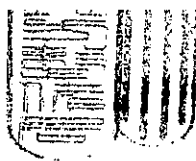
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

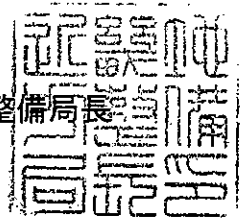
事業部 計画課



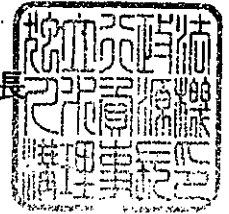
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

甲賀市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

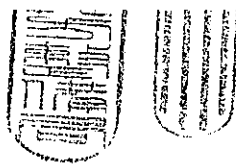
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



国近整河環第57号  
24夕事第142号  
平成25年3月29日

名張市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

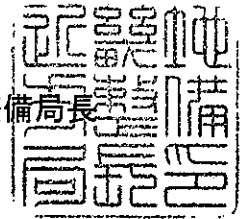
事業部 計画課



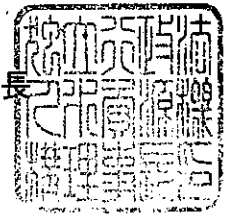
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

伊賀市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

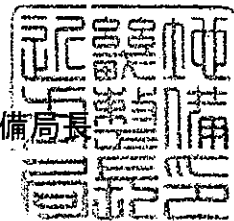
事業部 計画課



国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

京都市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課

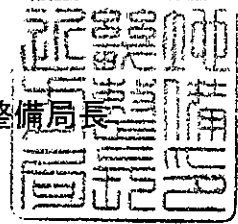




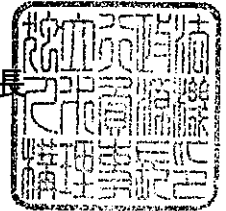
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

南丹市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

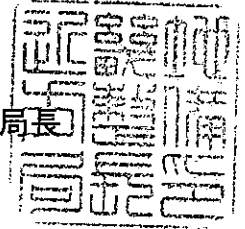
事業部 計画課



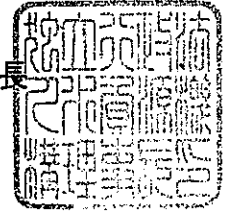
国近整河環第57号  
24ダ事 第142号  
平成25年3月29日

南山城村長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



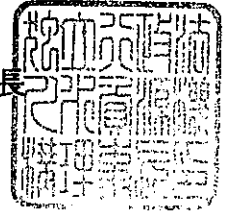
国近整河環第57号  
24タ事 第142号  
平成25年3月29日

奈良市長 様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

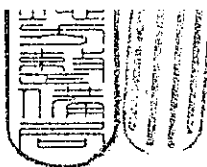
問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課



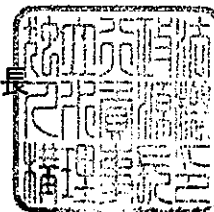
国近整河環第57号  
24タ事第142号  
平成25年3月29日

山添村長様

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について

(意見聴取)

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討において抽出した流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙のとおり貴職の意見を求めます。

つきましては、平成25年4月30日(火)までに回答いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川環境課

独立行政法人水資源機構 関西支社

事業部 計画課

丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(意見聴取)

去る平成21年12月3日国土交通省大臣の指示により「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられました。

これを受け、丹生ダム建設事業についても、国土交通省河川局長より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」に基づき、検討の指示を受けました。

このため、近畿地方整備局および水資源機構では、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、丹生ダムが目的としている治水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給について、様々な対策案を立案しご説明しました。これらに対して、構成員の皆様から頂いたご意見を参考に、下記にお示した流水の正常な機能の維持対策案2案、異常渇水時の緊急水の補給対策案4案が抽出されたところであります。(概略評価による対策案の抽出結果については、別添資料を参照ください)

つきましては、下記の対策案に対する貴職のご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴職並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとなっています。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である近畿地方整備局および水資源機構が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

これまでの検証の状況につきましては、下記の近畿地方整備局ならびに水資源機構ホームページの「検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で閲覧いただくことが可能です。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryu.html>

独立行政法人水資源機構のホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/niu.html>

1. 流水の正常な機能の維持対策案

- ・対策案3 水系間導水(余呉湖経由)
- ・対策案4 地下水取水

2. 異常渇水時の緊急水の補給対策案

- ・対策案1 河道外貯留施設(内湖掘削)
- ・対策案2 ダム再開発(野洲川ダム、日吉ダム、高山ダム、比奈知ダムかさ上げ)
- ・対策案3 水系間導水
- ・対策案4 地下水取水

3. 留意していただく点

頂いたご意見につきましては、「ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、公表する場合があります。あらかじめ、ご了承をお願い致します。

4. 回答期限

平成 25 年 4 月 30 日(火) までとさせていただきます。

5. 提出先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課

住所: 〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 7 階

6. 問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課

建設専門官 [REDACTED]、調整係長 [REDACTED]

住所: 〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 7 階

電話: 06-6942-0608(河川環境課直通)

独立行政法人水資源機構 関西支社 事業部 計画課

課長 [REDACTED]

住所: 〒540-0005 大阪市中央区上町 A 番 12 号 上町セイワビル 6 階

電話: 06-6763-5182(代表)

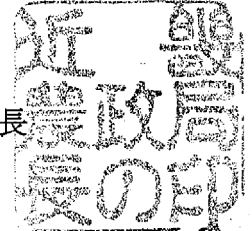
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

25 近計第 17 号  
平成 25 年 4 月 24 日

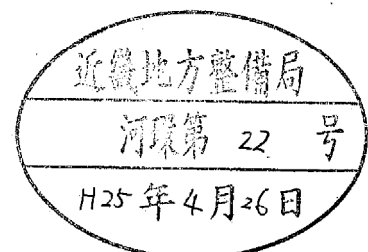
近畿地方整備局長 殿

近畿農政局長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持  
対策案等について（回答）

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号及び 24 ダ事第 142 号で照会のあった  
標記の件について別添のとおり意見を提出します。





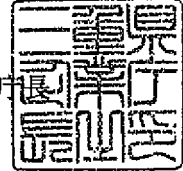
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	近畿農政局
担当者名	農村計画部 農村振興課 水利計画官 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について	対策案3の「水系間導水(琵琶湖から導水(余呉湖経由))」、対策案4の「地下水取水」について  かんがい用水、営農に支障がないように計画されたい。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について	対策案1の「河道外貯留施設」、対策案2の「ダム再開発」について  かんがい用水、営農に支障がないように計画されたい。

三企第05-12号  
平成25年4月22日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

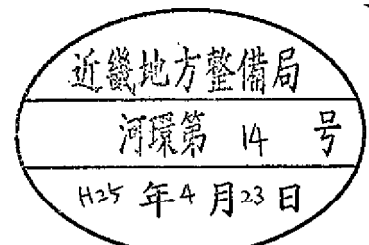
三重県企業庁



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(回答)

平成25年3月29日付け国近整河環第57号で意見聴取のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

事務担当  
三重県企業庁 電気事業課  
電話：[REDACTED]  
FAX：[REDACTED]



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	三重県企業庁
担当者名	電気事業課 ■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■■■■■■
1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
3)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p><b>異常渇水時の緊急水の補給対策案 3</b> (水系間導水)</p> <p>宮川第二発電所の発電に使用した流水を取水することになっておりますが、発電の運用は、一日の中でも発電放流量が大きく変化することがあり、安定して継続的に取水することは非常に難しいと考えられます。</p> <p>また、宮川第二発電所の発電放流水は、三浦湾に放流され、運転開始から約50年以上経過しています。発電放流先である三浦湾では、この放流水を加味した新たな漁業環境が形成されています。このことから、対策案を具体化する場合には、関係自治体や漁業者などの地域関係者の合意形成を図ることが必要と考えられます。</p>

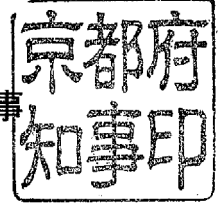


5 建設第 1 4 3 号  
平成 2 5 年 4 月 3 0 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

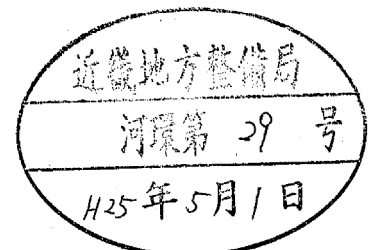
京 都 府 知 事



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平素は、京都府営水道事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け国近整河環第 5 7 号、2 4 夕事第 1 4 2 号で意見聴取のことについて、別紙のとおり回答します。



## 丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	京都府
担当者名	文化環境部 建設整備課 副課長 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
1) 流水の正常な機能の維持対策案について	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について	<p>〔 対策案2 における 『ダム再開発 (比奈知ダム、日吉ダムかさ上げ)』 〕</p> <p>既に利水撤退している丹生ダムの代替案により、日吉・比奈知ダムの利水者に新たな負担が生じないようにしていただきたい。</p>

## ＜丹生ダムの利水撤退に伴う早期精算について＞

利水撤退に伴う精算には、事業実施計画の廃止が必要であり、ダム検証を経て対応方針が決定されることが前提となるため、早期に対応方針を決定していただきたい。

なお、利水撤退後のダム検証に必要な期間と費用は、撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることにより増大する費用を利水者に負担させることがないようにしていただきたい。

名水工第 21 号  
平成25年4月22日

国土交通省 近畿地方整備局長

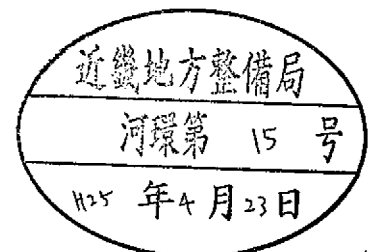
様

名張市長(水道事業) 亀井 利克



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付国近整河環第57号で意見聴取の照会がありました  
標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



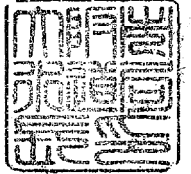
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	名張市上下水道部
担当者名	水道工務室 室長 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
連絡先(TEL)	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
ご意見 1)流水の正常な機能の維持 対策案について (対策案の番号を記入の上、 ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	意見なし
2)異常渇水時の緊急水の補 給対策案について (対策案の番号を記入の上、 ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複 数でも結構です。	渇水時の緊急水の補給対策案2:ダム再開発 比奈知ダムのかさ上げを検討されていますが、工事箇所 は、名張市水道の取水地点の上流となっており、濁水発生 等による水道の取水に影響が出ないように施工をしていた だきたい。

大水工計第 90 号  
平成 25 年 4 月 22 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪市水道局長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平成 25 年 3 月 29 日付、国近整河環第 57 号にて意見照会のありました標題について、次のとおり回答いたします。

記

1. 回答内容  
別紙のとおり

以上

(連絡先)

〒559-8558

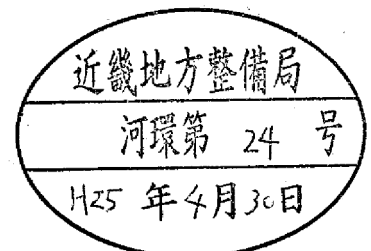
大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号  
アジア太平洋トレードセンター ITM 棟 9 階  
大阪市水道局工務部計画課

(担当：■■■■)

TEL: ■■■■

FAX: ■■■■

E-mail ■■■■





## 丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	大阪市水道局
担当者名	工務部計画課 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	特になし
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【対策案2】 ダムのかさ上げに要する事業費及維持管理費について、既存の利水者に、新たな負担が生じないように検討を進めていただきたい。



守水総第 367 号の 2

平成 25 年 4 月 30 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

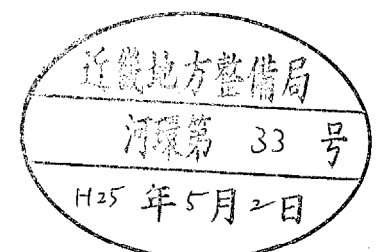
独立行政法人 水資源機構理事長 様

守口市水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の  
維持対策案等について（回答）

平成 25 年 3 月 29 日付貴国近整河環第 57 号ならびに貴 24 ダ事第 142 号にて、  
ご依頼のありました、みだしのことについて、別紙のとおり回答いたします。



(別紙 2：意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能対策案等に対するご意見

団体名	守口市水道局
担当者名	■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	—
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案2 ダム再開発  治水および利水の総合的な判断が必要であり、この案に限らず、抽出された異常渇水時の緊急水の補給対策案に係る経費が利水者にとって負担とならないようにすべきである。補給対策のみで実施するなら、地下水取水が安価であり確実性があるとする。

上下水経第4号  
平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様  
独立行政法人 水資源機構理事長 様

枚方市上下水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について(回答)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

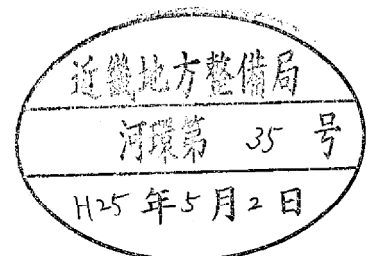
別紙、意見提出様式のとおり

担当 : 枚方市上下水道局 水道部  
上下水道経営課

TEL :

FAX :

E-mail:



(別紙 2 : 意見提出様式)

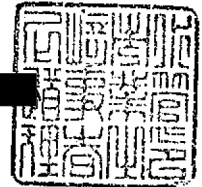
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	枚方市上下水道局
担当者名	上下水道経営課 ■■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	対策案に対する意見はありません。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案 1. 3. 4】 対策案に対する意見はありません。  【対策案 2】 対策案に対する意見はありませんが、高山ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

尼水計第 11 号の 2  
平成 25 年 4 月 19 日

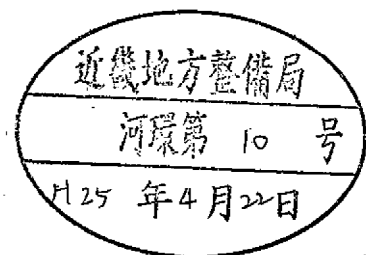
国土交通省  
近畿地方整備局長 様

尼崎市水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について（回答）

平素は、本市の水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号により意見聴取のありましたことについて、別添のとおり回答いたします。



(別紙 2 : 意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	尼崎市水道局
担当者名	技術部計画推進課 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	—
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です	【対策案 2】 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

伊水総第 32 号

平成 25 年 4 月 30 日

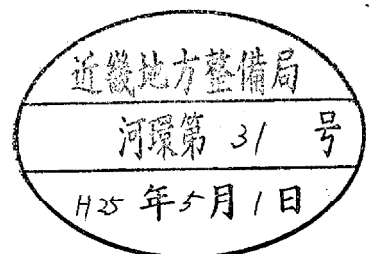
国土交通省 近畿地方整備局長

伊丹市水道事業管理



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の  
正常な機能の維持対策案等について (回答)

平素から本市の水道事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号及び 24 ダ事第 142 号により意見聴取のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご査収ください。





## 丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	伊丹市水道局
担当者名	総務部 主査 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	Tel. [REDACTED] fax. [REDACTED]
1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	なし
ご意見 2) 異常漏水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<対策案2> 対策案に対する意見はありませんが、ダムのかさ上げ部分に係る建設及び維持管理費が、利水者への新たな負担とならないようにご配慮をお願いします。

奈水第274号の2

平成25年4月8日

国土交通省 近畿地方整備局長

様

奈良市水道事業管理者



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策  
案等について(回答)

平成25年3月29日付け国近整河環第57号、24ダ事第142号で意見聴取のあつ  
た上記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

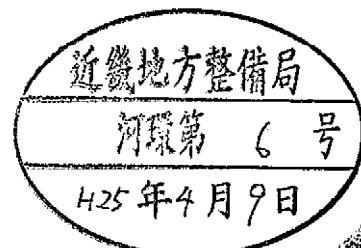
奈良市水道局業務部

経営管理課経営係

Tel

E-mail

ホームページ <http://www.h2o.nara.nara.jp>



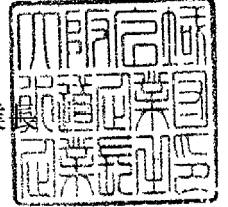
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	奈良市水道局
担当者名	業務部 経営管理課 ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について	<p>【対策案2】「ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)」について</p> <p>(意見)</p> <p>①ダム再開発(比奈知ダムかさ上げ)を実施した場合、現在の利水者(奈良市、京都府、名張市)に、その費用負担が転嫁され負担増になることは受け入れられません。</p> <p>また、再開発時の工事による水位低下等により、現状のダム運用ができなくなる場合の補償や渇水が発生した場合の対応策が必要です。</p>

企企 第 1033 号  
平成 25 年 4 月 25 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪広域水道企業団企業



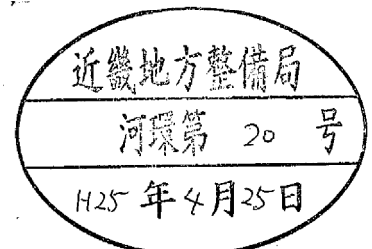
丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の  
維持対策案等の意見聴取に対する回答について

平素から当企業団の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成 25 年 3 月 29 日付け、国近整河環第 57 号で意見聴取のあった標記について、  
別紙のとおり回答いたします。

担 当

大阪広域水道企業団経営管理部企画課

TEL



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	大阪広域水道企業団
担当者名	経営管理部企画課企画グループ ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	第2回幹事会の配付資料である「参考2」の試算結果によると、淀川水系河川整備計画上の異常湧水に対する湧水対策容量を確保する必要はなく、計画的な湧水調整や節水対策などで対応できると考えます。 なお、代替案を実施する場合は、いずれの案についても既存の利水者に維持管理費等の新たな負担が生じないようにいただきたい。
2) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
その他	一刻も早くダム検証による対応方針を決定し、利水撤退に伴う精算協議に着手していただきたい。 なお、利水撤退後のダム事業の検証に必要な期間と費用は、撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることによる増大費用を利水者に負担させないようお願いする。

阪水発第 13 号-2  
平成 25 年 4 月 22 日

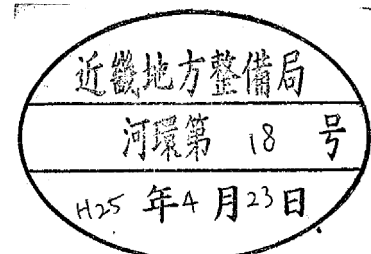
国土交通省 近畿地方整備局長 様

阪神水道企業団  
企業長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について (回答)

平素から当企業団の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号及び 24 ダ事第 142 号により  
意見聴取のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	阪神水道企業団
担当者名	総務部 主査 [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。 2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	【異常渇水時の緊急水の補給対策案1及び2】 ・琵琶湖の整備や既設ダムのかさ上げ等について、これにより既存利水者の維持管理費等の負担が増加することのないようお願いいたします。  【その他】 ・それぞれの案を実施する場合は、水量・水質等利水に影響の無いようお願いいたします。 ・平成17年の利水徹底表明後において、水資源機構を通じ幾度となく精算協議を開始して頂くよう申し入れてきましたが、未だ事前協議にすら応じて頂けておりません。利水全量撤退後において要した治水に係る調査等の費用やダム事業の検証に必要な期間と費用は撤退した利水者の責に帰すべきではなく、精算時期が遅れることによる増大費用を負担させることがないように再度認識頂くと共に、関係事業者の状況を鑑み、一刻も早く対応方針を決定し精算協議を開始して頂きますようお願いいたします。

関土建発第1号  
平成25年4月23日

国土交通省  
近畿地方整備局長 殿

関西電力株式会社  
代表取締役



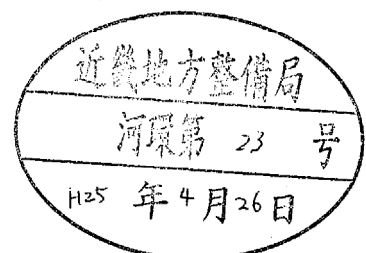
丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について (回答)

平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、平成25年3月29日付 国近整河環第57号「丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について (意見聴取)」につきまして、添付のとおり回答いたします。

【添付】

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

以 上





## 丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	関西電力株式会社
担当者名	土木建築室 土木グループ [REDACTED]
連絡先 (TEL)	[REDACTED]
意見 1) 流水の正常な機能の維持 対策案について	
意見 2) 異常渇水時の緊急水の補 給対策案について	<p>対策案にあげられている高山ダムならびに日吉ダムは、弊社の高山水力発電所、新庄発電所の取水ダムであります。一般的に水力発電所は、純国産のCO<sub>2</sub>を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、高山発電所ならびに新庄発電所もその一役を担っているものであります。</p> <p>ダムのかさ上げによる対策案においては、ダム水位の上昇等による弊社発電設備への影響や工事中における高山発電所ならびに新庄発電所の発電力の減少などが懸念されることから、検討を進められる場合には、それらについて十分配慮頂きたいと考えます。</p> <p>また、東日本大震災以降、弊社供給エリア管内におきましても、電力の需給バランスが非常に厳しい状況が続いており、お客さまには一昨年の夏から三度にわたり節電のお願いをしている状況であります。</p> <p>このような状況からも丹生ダムの対策案については、貴重な既設水力発電所の運用に与える影響についても十分配慮頂き、検討していただきたいと思います。</p> <p>なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。</p>

三用管発第1号  
平成25年4月22日

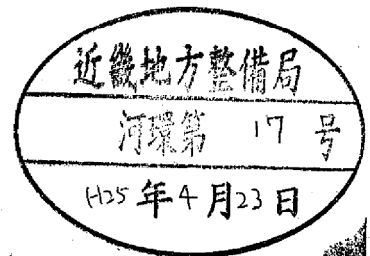
国土交通省  
近畿地方整備局長  
[Redacted] 殿

中部電力株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員  
[Redacted]



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する  
意見について（回答）

日頃は弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、別添のとおり回答いたしますので、よろしく願いいたします。



国土交通省近畿地方整備局河川部河川環境課 宛

## 丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

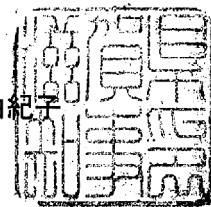
団体名	中部電力株式会社
担当者名	三重支店 用地部不動産管理課 ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	/
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>異常渇水時の緊急水の補給対策案2：ダム再開発 (比奈知ダムのかさ上げ)</p> <p>ダムのかさ上げに係る詳細事項が不明である現状においては、発電設備および運用（工事期間中の発電制約を含める）に与える影響は不明確ではありますが、弊社としてはかさ上げにより電力の安定供給に支障をきたすことを懸念しております。</p> <p>したがって、具体化する場合には弊社と事前に十分な調整を実施していただきますようお願いいたします。</p>



滋 流 政 第 85 号  
平成 25 年(2013 年) 4 月 26 日

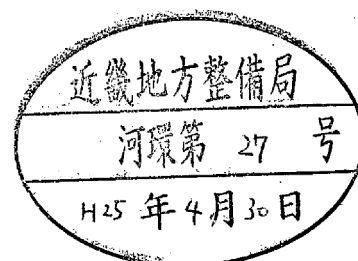
国土交通省 近畿地方整備局長 様  
独立行政法人 水資源機構理事長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等  
について (回答)

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号、24 ダ事第 142 号で意見聴取のあった丹生ダ  
ム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について、別紙-2  
のとおり回答します。



## 丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

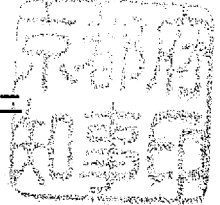
団体名	滋賀県
担当者名	琵琶湖政策課 流域治水政策室 (担当) 流域治水政策室：■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持 対策案について (対策案の番号を記入の上、ご 意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数 でも結構です。	<p>対策案3：水系間導水（余呉湖経由） 約300億円 対策案4：地下水取水 約900億円</p> <p>検討主体が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいた概略評価により独自に抽出されたものでありますが、いずれの対策案も詳細な内容が不明であるため、現段階では意見を留保します。</p> <p>今後、検討主体が詳細な内容を明示した上で、コスト・実現性等の評価軸に基づく目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な評価及び検討主体の見解を示し、改めて本県と協議されたい。</p>
2) 異常渇水時の緊急水の補 給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご 意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数 でも結構です。	<p>対策案1：河道外貯留施設（内湖掘削）約5,300億円 対策案2：ダム再開発 約1,100億円 対策案3：水系間導水 約1,000億円 対策案4：地下水取水 約600億円</p> <p>検討主体が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいた概略評価により独自に抽出されたものでありますが、いずれの対策案も詳細な内容が不明であるため、現段階では意見を留保します。</p> <p>今後、検討主体が詳細な内容を明示した上で、コスト・実現性等の評価軸に基づく目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な評価及び検討主体の見解を示し、改めて本県とも協議されたい。</p>

5 河 第 2 0 9 号  
平成 2 5 年 4 月 2 6 日

国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 長 様

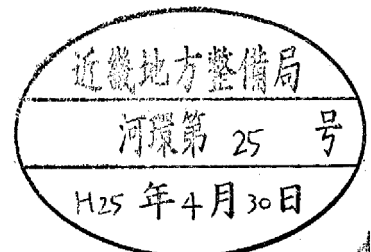
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長 様

京 都 府 知 事 山 田 啓 二



丹 生 ダ ム 建 設 事 業 の 検 証 に 係 る 検 討 に お け る 流 水 の  
正 常 な 機 能 の 維 持 対 策 案 等 に つ い て ( 回 答 )

平 成 2 5 年 3 月 2 9 日 付 け 国 近 整 河 環 第 5 7 号 、 2 4 夕 事 第 1 4 2 号 で 意 見 聴 取 の こ と  
に つ い て 、 別 紙 の と お り 回 答 し ま す 。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	京都府
担当者名	建設交通部河川課流域担当 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	(対策案4における『地下水取水』)  対策案における「環境省全国地盤環境情報ディレクトリ」の想定井戸のうち、京都府内においては、地下水の保全及び地盤沈下の防止を目的とした「地下水採取の適正化に関する条例」等を制定し、地下水利用の規制や制限を行っている市町もあることから、地下水位の低下や地盤沈下等防止の観点から十分協議されたい。

河整 第1143号  
平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪府知



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の  
維持対策案等の意見聴取に対する回答について

平素から本府の河川事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成25年3月29日付けで意見聴取のあった標記について、別紙のとおり回答いたします。

担 当

大阪府都市整備部河川室総務 G

TEL

近畿地方整備局

河環第26号

H25年4月30日



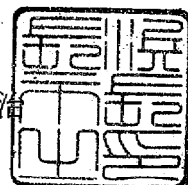
丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	大阪府
担当者名	都市整備部 河川室 河川整備課 総務 G ■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	<p>意見</p> <p>大阪府としては、第2回幹事会の配布資料である「参考—2」の試算結果を踏まえると、淀川水系河川整備計画で対象としている異常渇水対策として丹生ダム等で容量を確保する必要はなく、計画的な渇水調整や節水対策などで対応できると考えています。したがって、代替案としましては、いただいた資料にある『需要面・供給面での総合的な対応』を実施することが有効な対策であると認識していますが、検証に必要となる手続きとして、以下のとおり対策案に関する意見を提出します。</p> <p>対策案4</p> <p>対策案にある地下水取水については、地盤沈下が進行していた昭和40年代の北摂及び東大阪地域と同規模の取水量となっています。大阪では地盤沈下により治水環境が悪化し、洪水や高潮による浸水被害を被り、水源開発への参画や淀川を水源とする水道・工水事業を進めてきた経緯があることから、社会的影響を考えると、代替案として適切ではないと考えます。</p>

長道河第 65号  
平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様  
独立行政法人 水資源機構理事長 様

長浜市長 藤井 勇治



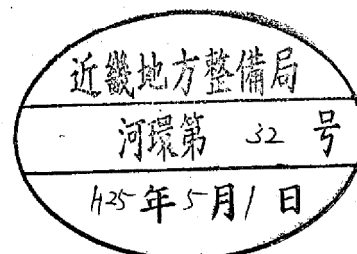
丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案  
等について

(意見の提出)

平素は、治水行政にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年3月29日付け国近整河環第57号並びに24ダ事第142号で  
意見聴取のありました、丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正  
常な機能の維持対策案等について、別紙により意見を提出します。

つきましては、1日も早く検証作業を終え、全ての効果の発現が最も早い丹  
生ダム建設に着手し、治水安全度・流水の正常な機能を高め、濁水対策容量を  
確保され、地域が安全で安心して暮らせる環境を得られるよう、お願い申しあ  
げます。



## 丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	滋賀県長浜市
担当者名	長浜市長 藤井勇治
連絡先 (TEL)	担当課：長浜市都市建設部道路河川課 【担当：■■■■】 電話 ■■■■ FAX ■■■■
意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案番号記載のこと)	<p>【A案】</p> <p>○建設予定地の地元が、下流地域の人々のためと苦渋の決断をして了解した事業であり、整備期間も見え、効果も検証されていることから、最適案と考える。</p> <p>【対策案3】</p> <p>○整備に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。</p> <p>○現に琵琶湖から余呉湖への農業用水の補給により、余呉湖では水質悪化や外来魚の増加につながっている。今後更なる余呉湖への水補給は、水質悪化や生態系への悪影響が計り知れず、漁業関係者の理解が得られない。</p> <p>○琵琶湖の取水制限がかかるような渇水時期に琵琶湖の水を汲み上げることに對し、関係利水者の理解が得られない。</p> <p>【対策案4】</p> <p>○地下水の取水計画区域では、すでに水道水を始め生活水として地下水が利用されており、渇水期には水位低下により取水に大変苦慮している状況にある。今後更なる地下水の取水は、現に利用している利水者へ重大な悪影響を及ぼすことは明白である。</p> <p>○多量の地下水汲み上げによる地盤沈下が懸念され、住環境に悪影響を及ぼすことから、社会的影響が大きく現実的な対策案でない。</p>
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案番号を記載のこと)	<p>【ダム建設A案】</p> <p>○建設予定地の地元が、下流地域の人々のためと苦渋の決断をして了解した事業であり、整備期間も見え、効果も検証されていることから、最適案と考える。</p> <p>【ダム建設B案】</p> <p>○瀬田川改修に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。</p> <p>○洪水が予想されるような降雨時に、確実に琵琶湖の緊急放流が実施できるとは考えられない。緊急放流が間に合わない場合、琵琶湖沿岸部の低地が浸水被害を受けることとなるが、その対策を明示されたい。また、洗堰からの緊急放流時に下流域ではすでに大雨になっていることが予想されるが、下流府県の了解は得られるか。</p> <p>○堤高がA案より低くなることから、満水位より上部にある買収済みの森林等の維持管理等、今後の対策を明示されたい。</p> <p>○琵琶湖の水位上昇による湛水被害を受ける区域を多く抱える本市として</p>

	<p>は到底受け入れることができない案である。</p> <p><b>【対策案1】</b></p> <p>○コストが莫大であり、現実的な対策案でない。</p> <p><b>【対策案2】</b></p> <p>○丹生ダム事業が40数年経過しても建設されていない状況において、すでに現存するダムとはいえ、4ダムの嵩上をするには新規ダム建設程度の期間を要すると考えられ、現実的な対策案でない。</p> <p><b>【対策案3】</b></p> <p>○整備に要する期間が不明確であり、効果の発現期を明示されたい。</p> <p>○導水路等の用地取得に要する期間が不明確であり、現実的な対策案でない。</p> <p><b>【対策案4】</b></p> <p>○地下水汲み上げによる地盤沈下等、社会的影響が非常に大きく、現実的な対策案でない。</p>
<p>その他全般</p>	<p>○ダム案には、ダム建設に必要となる道路や周辺の整備経費が含まれているが、ダム以外の対策案には、荒れ果てた道路や森林などのダム予定地及びダム周辺地における整備経費が算定されていない。また、それぞれの案にどれだけの維持管理経費が必要なのかも不明である。再評価実施要領細目にもあるように、コストについても、その対策に係るすべての経費を早く明らかにしたうえで比較すべきである。</p> <p>○貯水型ダムを建設しない場合、ダム計画により買収した森林をどのように管理されるのか。維持管理を怠れば森林は荒廃し、本来森林の持つ多面的機能が低下することは必至であり、現にダム建設予定地周辺の森林は保水力の低下や土砂流出の危険性が増大している。治水対策や濁水対策として計画してきたダム事業に起因して高時川の治水安全度が低下し、濁水の危険性が増すことが懸念される状況にあり、買収地の管理をしっかりと実施することが肝要である。</p> <p>○協議や検討ばかりに時間を要し、ダム建設本来の目的が果たせないまま40数年が経過している。建設予定地の地元は、下流地域の人々のためと苦渋の決断をしてダム建設の了解をしているものである。一刻も早く検討を終わらせ、全ての効果の発現が一番早い丹生ダム建設に着手し、一日も早く治水安全度・流水の正常な機能を高め、濁水対策容量を確保する必要がある。</p> <p>○琵琶湖があるから異常濁水対策は必要ない、と考えることはできない。琵琶湖の異常な水位低下が、琵琶湖の生態系や環境に大きな悪影響を及ぼすことは、平成6年の異常濁水時に私たちは経験している。一度環境が悪化すれば、琵琶湖の環境はなかなか元に戻らないことから、異常濁水対策容量はしっかりと確保する必要がある。</p> <p>○今回の意見は、対策案がすべての評価軸（コストについても単なる建設経費のみでなく、維持管理経費などすべての経費を含めた額を示して）により評価されてから求めるべきものであると考える。十分な比較ができない</p>

現時点において、長浜市として意を尽くした意見が出せないことから、すべての評価軸で適正に評価されてからのちに改めて意見を求められたい。



甲建事第 19 号  
平成 25 年 (2013 年) 4 月 30 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様  
独立行政法人 水資源機構理事長 様

甲賀市長 中 嶋 武 嗣



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(回答)

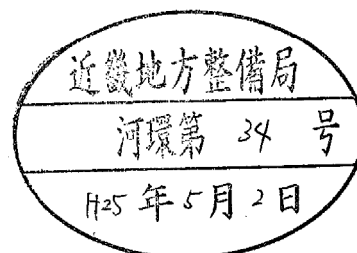
平素は、本市土木行政全般に対しまして、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件について「別紙 2 : 意見提出様式」のとおり回答いたします。

甲賀市役所 建設部 建設事業課  
事業調整係 担当 : [Redacted]

Tel : [Redacted] Fax : [Redacted]

Mail : [Redacted]



丹生ダム建設事業の流水の製畳な機能の維持対策案等に対するご意見

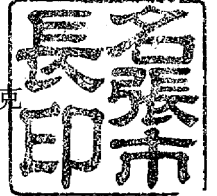
団体名	甲賀市
担当者名	甲賀市 建設部 建設事業課 [REDACTED] 甲賀市 産業経済部 農村整備課 [REDACTED]
ご連絡先 (TEL)	[REDACTED] [REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載してください。) ※ご意見をいただく対策案は複数でも結構です。	特にありません。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を掲載してください。) ※ご意見をいただく対策案は複数でも結構です。	対策案2 当地域に設置されております野洲川ダムに関しては、ご承知のとおり、2009年度に全面改修を完了されたばかりであり、再びかさ上げを行うということに関しては、調整が非常に困難ではないかと考えられます。  また、対策を検討される前提条件となっております異常渇水時の緊急水の補給容量についてであります。どれだけの容量が必要となるのかをしっかりと検証いただいた上で、併せてご検討いただきたいと思います。

名 都 整 第 6 号  
平成25年4月23日

国土交通省 近畿地方整備局長 [REDACTED] 様

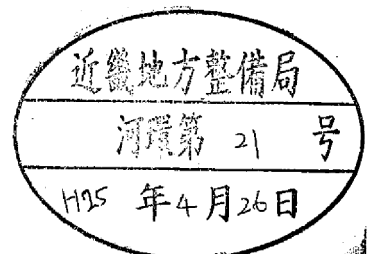
独立行政法人 水資源機構理事長 [REDACTED] 様

三重県名張市長 亀井利克



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における  
流水の正常な機能の維持対策案等について (回答)

平成25年3月29日付、国近整河環第57号24ダ事第142号で照会のありました  
標記の件について、意見聴取の依頼がありましたが、特に意見はない旨、回答させていた  
だきます。



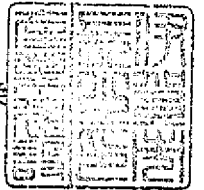




伊建公第 9 号  
平成25年 4月 8日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

伊賀市長 岡本 栄



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する  
意見について (回答)

平成25年3月29日付国近整河環第57号により照会のあったみだしのこと  
につきまして、別紙2：意見提出様式により意見書を送付します。

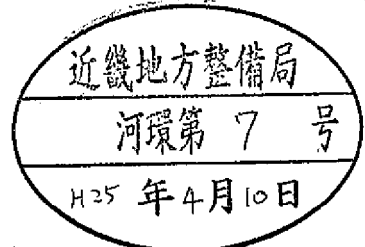
\*\*\*\*\*

伊賀市建設部 公共事業対策室

TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

E-MAIL ; [REDACTED]

\*\*\*\*\*



(別紙 2 : 意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

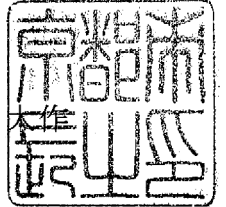
団体名	伊賀市
担当者名	建設部 公共事業対策室 ■■■■
連絡先 (TEL)	■■■■
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案 について (対策案の番号を記入の上、ご意見を 記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結 構です。	
2) 異常湧水時の緊急水の補給対策 案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を 記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結 構です。	対策案 2 ダム再開発 ・背水位の上昇が最上流部まで及び、その水位上昇が もたらされる伊賀市治田自治会、同位民の混乱が危惧 される。

建水河第10号

平成25年4月30日

国土交通省 近畿地方整備局長 様  
独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都市長 門川

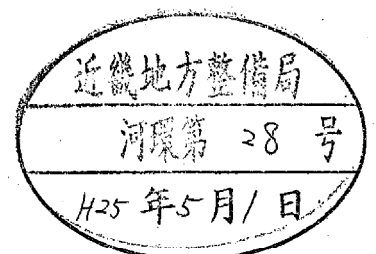


丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の  
維持対策案等について（回答）

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号及び24ダ事第142号で意見聴  
取があった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

本市においては、特に意見はございません。





5南土道第 140 号  
平成25年4月18日

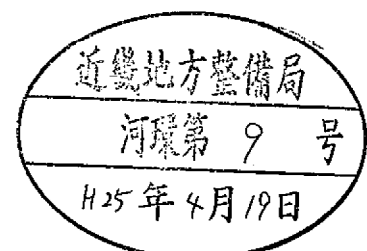
国土交通省 近畿地方整備局長 様

京都府南丹市長 佐々木 稔納



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等  
に対する意見について (回答)

平成25年3月29日付、国近整河環第57号及び24ダ事第142号で国土交通省  
近畿地方整備局長並びに独立行政法人 水資源機構理事長より照会のありました標記の  
ことについて、別紙のとおり回答いたします。



(別紙2：意見提出様式)

丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対する意見

団体名	京都府南丹市
担当者名	南丹市土木建築部道路河川課 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
意見	
1)流水の正常な機能の維持対策案について	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について	<p>対策案2『ダム再開発（日吉ダムかさ上げ）』</p> <ul style="list-style-type: none"><li>日吉ダム所在地の市として、建設に係わられた地元の皆様のご尽力、ご苦勞を忘れることが出来ない。日吉ダム建設後、洪水調整により下流域への被害を最小限に食い止めていただいていることは事実である。日吉ダムの建設時に、本市は保津峡の開削を一つの条件としてきた経過がある。「犠牲を犠牲としない」河道の早期整備が第一と考える。</li><li>検討材料として、日吉ダムのかさ上げ（H=5.1m）に係る上流部への影響範囲のご提示を頂きたい。</li><li>日吉ダムは平成6年に「地域に開かれたダム」の第1号として認定され、ダムと一体となった周辺整備が行われ、ダム上流には、「府民の森ひよし」、「宇津峡公園」、「梅ノ木谷公園」の野外体験型施設などが整備されている。更に直下流には、「道の駅スプリングスひよし」の観光施設が整い、ダムを含む周辺施設の来訪者数は年間約54万人と、その役割は大きいものがある。かさ上げによる下流側からの圧迫感、洪水時最高水位の上昇に伴う施設の縮小が懸念される。</li><li>貯水位が高くなると冷水放流が多くなることが考えられ、優良な鮎の漁場での鮎の生育や水稻への影響が懸念される。</li></ul>

5 南総第 9 7 号  
平成 2 5 年 4 月 3 0 日

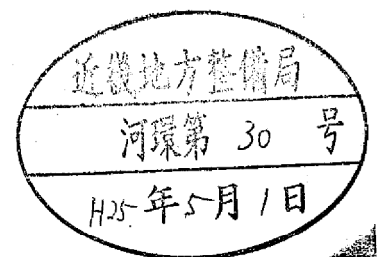
国土交通省 近畿地方整備局長 様

南山城村長 手 仲 圓



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案について（意見）

平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け、国近整河環第 5 7 号で照会のありました上記の件について、別添  
のとおり回答します。



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

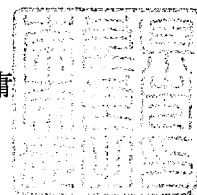
団体名	南山城村
担当者名	■■■■■
連絡先(TEL)	■■■■■■■■■■
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案2 住居移転、用地取得等困難が予想される



奈 建 河 第 11 号  
平成 25 年 4 月 23 日

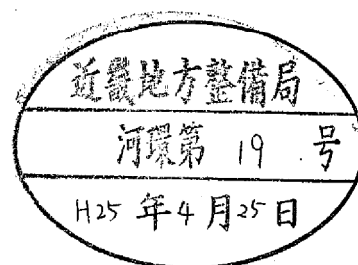
国土交通省 近畿地方整備局長

奈良市長 仲川 元庸



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の維持対策案等について  
(回答)

平成 25 年 3 月 29 日付け国近整河環第 57 号、24 ダ事第 142 号で照会のあった標記  
の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。





丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

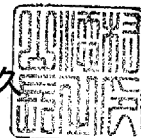
団体名	奈良市建設部下水道室河川課
担当者名	河川課長 [REDACTED] 課長補佐 [REDACTED]
連絡先(TEL)	[REDACTED]
ご意見 1)流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2)異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	対策案2について 高山ダムの貯水池は本市の月ヶ瀬地区に位置し、その周辺の渓谷沿いに広がる月ヶ瀬梅林は、ダム湖と梅林が調和した美しい景観を形成している。このため嵩上げによりダム湖の水位の変化が景観に影響を与える可能性が有り、十分な検討が必要です。



山 添 地 域 号 外  
平成25年 4月30日

国土交通省 近畿整備局長 様  
独立行政法人 水資源機構理事長 様

奈良県山辺郡山添村  
山添村長 窪 田 剛 久



丹生ダム建設事業の検証に係る検討における流水の  
正常な機能の維持対策案等について

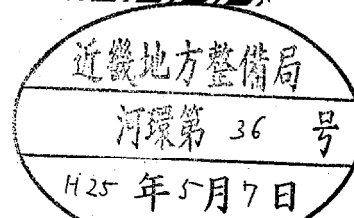
(意見報告)

平成25年3月29日付け、国近整河環第57号並びに24夕事第142号で意見聴取のありました、標記のことについて別紙のとおり報告します。

問い合わせ  
山添村役場 地域振興課

TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

mail= [REDACTED]



丹生ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案等に対するご意見

団体名	山 添 村
担当者名	[REDACTED]
連絡先(TEL)	山添村役場 地域振興課 [REDACTED]
ご意見 1) 流水の正常な機能の維持対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	◎A案。丹生ダム(多目的ダム)建設が妥当と考える。 理由=高時川の流水確保。為、他の河川や下流である琵琶湖や湖いでは海からの海水により確保する方が過剰といえない。高時川は枯りでは無いのだから、その川を堰止め、水を蓄えるのが本筋と考える。
2) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について (対策案の番号を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	◎B案の丹生ダム建設が妥当と考える。 異常渇水時の緊急水の補給について、上流の多目的ダム、貯留水、放流により直接的に流量調整が出来、川の維持対策の事由同様です。 加えて丹生ダムの建設に向けて用地確保完了済みである事、水没予定地の家屋移転は完了しており、付帯事業は全て完了している事から建設計画は周到な調査の結果の下と想定する故に概算案です。

「丹生ダム建設事業に係る検討報告書(素案)」  
に対する学識者経験を有する者からの意見聴  
取結果【議事録】

---

---

---

## 速記録

「大戸川ダム建設事業の検証に係る  
検討報告書（素案）」及び  
「丹生ダム建設事業の検証に係る  
検討報告書（素案）」に対する  
学識経験者からの意見を聴く場  
（丹生ダム関係）

日 時 平成28年2月29日（月）

午後 3時00分 開会

午後 4時46分 閉会

場 所 大阪合同庁舎1号館 第1別館 2階 大会議室

[午後 3時00分 開会]

## 1. 開会

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課）

定刻になりました。本日は、皆様ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。これより「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」及び「丹生ダム建設事業の検証に係る報告書(素案)」に対する学識経験者からの意見を聴く場を開催させていただきます。本日、この場の司会をさせていただきます近畿地方整備局の〇〇と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。

まず、お手元にお配りしております資料につきましてご確認をお願いします。「議事次第」「座席表」「出席者名簿」「個別ダムの検証の進め方等」「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）の骨子」「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）の骨子」です。また、事前にお届けしているものと同じですが、「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」と「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を用意しております。不足等はございませんでしょうか。

よろしければ、進めさせていただきます。

本日、この場を開催するに当たり、淀川水系についてご見識をお持ちである皆様からご意見をいただくこととし、全21名の方に日程調整をさせていただき、11名の方にご出席をいただいております。上田（豪）委員が急遽欠席ということなので11名です。この場にご出席いただきました皆様は、配付資料の出席者名簿でご紹介に代えさせていただきます。ご欠席の方は10名となっております。2名ほど遅れてこれらることとなっております。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。

会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般の方でご意見がある方は、別途行っています意見募集をご活用ください。電子メール、ファクス、郵送で別途お受けしております。募集要領は近畿地方整備局のホームページや関係機関でご覧になれる他、本日の会場の後方にも用意しておりますのでご活用ください。

会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようお願いします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり、退室をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上、円滑な会議の進行にご協力をお願いします。

それでは、開催に当たりまして、検討主体を代表しまして近畿地方整備局河川部河川調査官の〇〇よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

近畿地方整備局河川調査官の〇〇でございます。本日は、お忙しい中を大戸川ダム建設事業並びに丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する学識経験を有する皆様からの意見を聴く場にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素より近畿地方整備局の事業に対しましては多大なるご理解、あるいはご支援、ご指導を賜りまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、両ダム建設事業でございますけれども、これまでに関係者の皆様のご意見を賜りながら予断なくダム検証を進めてきたところでございます。本日までに関係府県知事等にご審議をいただきまして、2つのダムについて検証に係る検討報告書（素案）を取りまとめました。本日は、この報告書（素案）に対しまして学識経験を有する皆様から貴重なご意見をお聞きする機会と考えてございますので、どうぞ、よろしくお願いたします。

簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課）

ここで報道の皆様にお願がございます。まことに申し訳ありませんが、ここで一旦、会議の進行上、カメラ撮りをここまでとさせていただきます。後ほど学識者の意見聴取になれば冒頭のみまで撮影させていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いたします。

それでは、議事次第に基づきまして進めさせていただきます。本日、この意見を聴く場の議事の進行につきましては、河川調査官の〇〇が務めさせていただきます。河川調査官、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

それでは、よろしくお願いたします。先ほど司会の方からもご説明をさせていただきましたけれども、今回、大戸川ダム及び丹生ダムの検証に当たりまして、ダム検証の実施要領細目で示されました学識経験者ということで、皆様方にお集まりいただきましてご意見をお聞きするというところでございます。本日の会議では、検討報告書の素案に対しまして、ご意見をお聞きしたいという趣旨で開催するもので、皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただければということでございます。

なお、ご意見を一つに取りまとめたり、集約をする、あるいは、この場で何らかの結論を出すという場ではございません。お一人お一人から忌憚のないご意見をお聞かせいただ



きたいという趣旨でございます。限られた時間ではございますけれども、できるだけ多くの皆様からご意見をお聞きできるように進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日いただいた意見につきましては、必要に応じまして報告書の素案の修正の参考とさせていただきますということとともに、お名前と各々のご意見に対する検討主体の考え方を附して報告書の原案の（案）に掲載をさせていただくことにさせていただきたいと思っております。

（大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取部分は省略）

#### 5. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討状況

#### 6. 丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）の内容

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川環境課長）

それでは、河川環境課長の〇〇の方から丹生ダムについて説明させていただきます。

まず、丹生ダムに係る検討状況の方ですけれども、先ほどご説明がありました大戸川ダムと内容的に同じなので割愛させていただきます。

早速ですが、素案の方の説明に移らせていただきます。7ページまで、先ほど大戸川ダムでも同じような図が出てきたと思いますけれども、大戸川ダムにおきましては、目的が治水、洪水調節のみでございましたが、丹生ダムにおきましては、目的が洪水調節、それから流水の正常な機能の維持、それから異常渇水時の対策という、この3つの目的になってございます。

流域の概要でございますが、姉川は琵琶湖に注ぐ川では野洲川に次ぐ2番目に大きな川ですけれども、その右支川が高時川、その上流に丹生ダムというのがございます。流域面積、流路延長ともに高時川の方が本川よりも大きい河川でございまして、特徴的には中・下流部において天井川になっているということ。したがって、天井川ですから治水上のリスクが非常に高いということ、合わせて天井川ですので、流水が伏没してしまって、みお筋が続かない瀬切れという現象が多いときでは年間100日を超えるような状況になるというような河川でございます。

これが整備計画の位置付けでございますが、丹生ダムにつきましては、当初利水というのが目的でございましたが、これは社会情勢の変化等もございまして、平成17年のダムの

方針のときには、既に利水撤退の見込みということを発表させていただきました。それから、平成21年4月には、淀川水系、水資源開発基本計画というものが変更になりまして、この中において丹生ダムにおいては利水の目的というものが無くなってございます。したがって、整備計画においては、この2つのポイントがございまして、洪水調節について関係する最適案を総合的に評価して確定するための調査計画となっていることと、渇水対策において最適案について総合的に評価をして確定するための調査・検討を行う。なお、調査・検討を行うというのは、整備計画の中の「はじめに」と書いてあるんですけども、実施の可否も含めて検討を行って、実施とする段階になった時点で整備計画を改めて変更して実施するということになってございます。今の位置付けは、調査・検討を行うという内容になっております。

これは、もともとの丹生ダムの計画でございまして、洪水調節、それから流水の正常な機能の維持として、一つは高時川の流水の正常な機能、それから、もう一つが淀川下流の異常渇水時の緊急水の補給、それから利水の目的もあったということですが、こちらについては、先ほど申しましたように既に丹生ダムの目的からは無くなっているということなんです。

進捗状況ですけれども、用地につきましては、民地については全て完了しております。国有林が残っているだけです。水没移転については、40戸もう既に移転は完了されています。それから、付替道路におきましては44%の進捗ということでございます。

これがダム検証の対象とするダムでございまして、既に利水が無くなっているということで2つのA案、B案というのがございます。A案というのは、従来どおりの貯留型のダムでございまして、ここに高時川の流水の正常な機能の維持と、それから、もう一つは淀川の下流域の異常渇水時の補給というものを貯めるというのがA案となります。B案というのは、大戸川ダムと同じ流水型のダムでございまして、ふだんは貯めないということでございます。異常渇水対策容量、これが40,500千 $\text{m}^3$ の容量でございます。これを貯めない代わりに琵琶湖に貯めておくということです。琵琶湖に貯めると、水位に換算すると7cmになりますので、その7cmの治水上のリスクをキャンセルするために、まずは丹生ダムで洪水調節容量として、そのための20,000千 $\text{m}^3$ の容量を確保するということがB案でございます。ただし、この20,000千 $\text{m}^3$ の容量を確保しても、7cm上昇させることのリスクを解消できませんので、これについては、さらなる瀬田川の改修をグレードアップをさせて行うということが、このB案でございます。

それから、これがA案とB案の事業費です。A案が1,150億円、B案が740億円、それから工期がA案が11年、B案では7年程度ということになってございます。それから、堆砂量比につきましても、A案は貯留型ですので7,000千 $m^3$ 、B案につきましてもは流水型ですので10分の1の700千 $m^3$ ということになります。

これが、まず目的ですので、治水洪水調節でございまして、大戸川と同じように要領細目に従いまして26方策の中から複数案を概略評価しまして、最終的にはダムの方案、B案を含めて7案について評価軸ごとの評価を行うこととなりました。

治水の目標の流量ですけれども、こちらにおいては姉川・高時川整備計画が策定されておりませんが、現在滋賀県さんの方で整備計画の策定を準備中でございます。滋賀県さんと協議した結果、滋賀県さんにおいては今現在、戦後最大洪水規模で整備計画を立案中ということでございますので、昭和50年8月の戦後最大洪水を対象に検討を行ったということでございます。

これは大戸川ダムと同じように、治水に関しては11の方策があったんですけど、それについて幅広い組み合わせをして評価を行ったということです。

それから、概略評価において、同じようにコスト、それから実現性、それから妥当性ということで評価をしたということです。

その結果、丹生ダムでA案・B案と、その他5つが概略評価の結果抽出されたということです。

これは概略評価の設計図ですね、大戸川ダムで説明したものでございますので割愛させていただきます。

これは一つの案の中で、こういった具体的な堤防の嵩上げとか、掘削する場所、それから掘削する場合には、こういうふうに掘削するというような案を示したものでございます。

同じように評価軸ごとに先ほど申しましたA案、B案を含めて計7つにおいて評価を行ったということでございます。

これは大戸川ダムと同じように評価軸ごとの評価ということで、安全だとかコストとか実現性について評価をしています。

次は結論的なものですが、治水ということの目的別の評価になりますと、コストについて有利な案ですね。安全度の目標値でコストという案は、「河道の掘削+堤防の嵩上げ案」あるいは「河道の掘削+輪中堤・宅地の嵩上げ案」、それから「河道の掘削+輪中堤・宅地の嵩上げ+水田等の保全（機能の向上）案」というようなものが有利な案という

ことになりました。

それから、時間的な実現性ですね。10年でできるものはないですけど、20年あれば、この3つの案プラス丹生ダムのA案・B案、それから放水路案というのも実現性があるという事で抽出されました。

3つ目の観点で持続性とか柔軟性、それから地域社会への影響、環境への影響について評価をしたんですけれども、1)、2)を覆すような要素はないということで、最もコストを重視するという事で、ここの3つが治水の目的別の評価では抽出されたということでございます。

それに関して流水の正常の機能ですけれども、同じようにこれは利水という観点から14の方策の中から姉川・高時川でできそうなものをピックアップしまして、最終的に2案を抽出しました。その2案の中から流水の正常な機能が確保されているのはA案ですので、プラスA案として、3案の中から評価軸ごとの評価を行ったということでございます。

流水の正常な機能に関しては、こちらも滋賀県さんと協議をした結果、頭首工というのがございまして、頭首工から下流につきましては最もたくさん流さないといけないところで $2.87\text{m}^3/\text{s}$ という結果が出ております。この $2.87\text{m}^3/\text{s}$ については、覆没する水を含んだ込みで $2.87\text{m}^3/\text{s}$ という結果です。この流量を確保するために方策を検討したということなんです。

同じように組み合わせ等々を評価しまして、5つの案で立案をしております。その中から抽出されたのが、水系間導水、これは余呉湖を経由する案。それから地下水、それから丹生ダムのA案、これについて評価軸ごとの評価を行ったということです。

先ほど同じように、目標とかコストとか実現性とかいうことで評価をしますと、まずコストに関して最も有利な案というものが水系間導水ということになりました。時間的な評価では、同じく20年ぐらいでできそうな案ということで、水系間導水、地下水取水案というものが抽出されました。これについては、関係者の了解を得るまでの期間を考慮する必要がありますというクレジットがついています。

それから、環境への影響、評価については、水系間導水については余呉湖の水質や生態系の影響について懸念する意見がございましたが、影響を与える可能性がある想定される場合は、必要に応じて環境保全策を行うことにより回避・低減ができるものとして、その他、持続性とか地域社会への影響の各評価軸を含め、1)、2)の評価を覆すような要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持に関しましても水系間導水が有利で

あるとしてございます。

これが水系間導水ということで、現在こちらの湖北地方のかんがい用水にも用いられている手法なんですけども、琵琶湖の北にある飯浦というところからポンプアップして、余呉湖に一旦来て、余呉湖から各頭首工に排水をしているというシステムが現在されているんですけど、それと同じように余呉湖に上げて、そこからダムサイトまで持って行って流水の正常な機能の維持をさせるというのが、この水系間導水の案ということでございます。

最後が異常渇水対策でございます。利水と同じですけども、利水の正常な機能は高時川沿川にできそうな方策について絞りました。この部分は淀川水系全体を見て、できそうな方策を抽出してございます。結果的にはダムのA案、B案を含めて6案について評価軸ごとに評価を行ってございます。

先ほど申しましたように、こちらが丹生ダムで貯める案です。こちらが丹生ダムで貯めずに琵琶湖で貯めて、逆に貯めることの弊害、浸水リスクを解消するために、まずは丹生ダムで20,000千 $\text{m}^3$ の洪水調節を、高時川の洪水調節容量と別に確保するというのが、このB案でございます。

こちらについては、代替できる案として12の方策を立案してございます。その中から実現性とかコスト面で絞られたのが、この4つの案です。それにA案、B案を加えて6つの案で行ったということです。同じように目標とかコストとか実現性で評価をして、結論的にはこういうふうになってございまして、一定の目標でコストを勘案すると丹生ダムのB案というのが有利で、次がA案です。時間的な観点を見ますと、10年後に目標を達成される想定案というのは、ダム再開発、それから20年後に達成していただくと思われる案では、「丹生ダムA案」「丹生ダムB案」「河道外貯留施設（内湖掘削）案」「水系間導水案」、これは他水系から持ってくるやつ。それから「地下水取水案」ということです。しかし、持続性とか地域社会、それから環境への影響評価については、1）、2）の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、コストを最も重視する案として、異常渇水対策については、「丹生ダムB案」が最も有利、続いて「丹生ダムA案」という結果になりました。

目的別の総合評価の結果を整理しますと、洪水調節について有利な案は、「河道の掘削＋堤防嵩上げ案」「河道の掘削＋輪中堤・宅地の嵩上げ案」「河道の掘削＋堤防嵩上げ＋水田等の保全（機能の向上）案」ということになります。それから、流水の正常な機能の維持については「水系間導水案」、異常渇水対策については「丹生ダムB案」、それから「丹生ダムA案」ということになりました。

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しないため、各目的それぞれの評価結果について、検討の場における意見を踏まえるとともに、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価するということとしました。

まず、目的別の総合評価結果では、戦後最大洪水に対応する洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、「ダム建設を含む案」は有利でないということになりました。

一方渇水対策については、「丹生ダムB案」、それから「丹生ダムA案」ということになったんですけれども、こちらについては関係府県から、水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いという意見が出されてございます。したがって、検証対象ダムの総合的な評価としては、「『ダム建設を含む案』は有利ではない」というふうな評価にしております。

関係者の意見でございます。これは検討の場のメンバーでございます。

滋賀県については、基本的には財政的にも非常に厳しいんですけれども、県として責任をもって河川整備計画を国の支援のもと策定し、速やかな河川改修に掛らせていただきたいというのが滋賀県のご意見でございます。

京都府は、事務局が示す評価は京都府の意向等も踏まえられており、異存はないということでした。

それから、大阪府は、丹生ダムの異常渇水対策については、社会情勢やライフスタイルの変化を考えると、必要性・緊急性は乏しいと考えているというご意見でした。

兵庫県、近年の水需要の動向等を踏まえると、渇水対策容量を確保する緊急性は低いと考えており、妥当な提案であるというようなご意見でございます。

長浜市でございますが、長浜市につきましては市長さんが出てこられたんですけれども、地元さんが苦渋の決断により容認したという過去の経過を十分に共通認識してくださいという話。それから、水源地の皆さんが翻弄され大変迷惑を被っている状況を理解していただきたい。それから、今から40年前、ダムを造るということで精力的に建設省は50回、100回、500回と足を運んだあのエネルギーをもって、今回においても地元さんに丁寧な説明をして、誠心誠意対応していただきたいというのが長浜市さんの意見でございます。

あと、同じようにパブリックコメントですけれども、第3回幹事会、目的別の概略評価の出た段階でパブリックコメントを行ってございまして、流域外が1点、あとは流域内でございますが意見をいただいております。

今後の対応方針を決定して原案を策定する予定でございます。

以上で丹生ダムの説明を終わらせていただきます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

それでは、ただいま丹生ダム検証の検討状況並びに検討報告書の素案についてご説明をさせていただきました。丹生ダム検証について、ご意見を賜りたいと思います。

先生方、どなたからでも結構ですので、丹生ダムについてよろしくお願いいたします。

竹門先生。

○竹門康弘

これも私から。私は、高時川は学生時代に毎年通って丹生漁協の入漁券を買っていた人間でございまして、往年の高時川の美しさというのを記憶に残してございます。二、三年前に同じ場所に行って様子を見たのですが、道が壊れて入れない状態になっておりまして、川の姿が荒れ放題になっていました。やはり、河川というのは、人が手入れをしている形できれいに残されている面もあったんだなというのをつくづく思いました。天然の自然の姿とその地域で人々が生業（なりわい）として暮らしをしているときの自然の姿というのは随分と違っているという印象を受けました。

それで、何が言いたいかというと、河川環境上の便益と損失というのがちゃんと評価されていないということが、丹生ダム検証にも成り立つということです。もともと、高時川の自然の価値が損なわれないような事業を進めていただきたいのですが、それが、必ずしもダム検証の評価対象になっていないというところに大きな問題があります。例えば、現在の河川環境の評価がされているページを見ますと、出てくる生物種名と評価との対応が全然ついていないようです。間違いもございまして、例えば2.9の、218ページの自然環境の項には、高時川上流に生息する生物の説明の中で、底生動物では「ヒメトビイロカゲロウ等の清澄な流水域に生息する種が多い」と書いてありますが、ヒメトビイロカゲロウというのは河川の中下流域に棲む種でございまして、これは選択する種が違っていると思われる。また、高時川下流の環境を反映する種についても、もう少し希少な種を代表種にできるはずでして、そういったものが適切に選ばれて評価されていない状況です。これでは、本当にちゃんと環境を評価したのかという疑問符がついてしまうということなんです。

ですから、結果的にさまざまなコストベネフィットを検討されているんですけども、今回の丹生ダムの評価に関しましても、環境に対する評価をしっかりとさせていただく必要

があっただろうというのが第一の意見です。

それから、もう一つは、最初に申しあげましたように、現在荒れ放題になってしまっているという問題です。500回説明に行って、ようやく賛同を取り付けられたとのことですが、移転された方々がこの地域の往年の美しい自然環境をもう一度利用する姿に戻っていくための地域振興の対策を適切にさせていただく必要がある。これについては、別にどの案だからというんじゃなくて、それぞれの案にそういった今後の対策を検討し計上していただく必要があるんじゃないのかというのが最後に言いたい意見でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

ありがとうございました。他の先生方、いかがでしょうか。

中谷先生。

○中谷恵剛

中谷です。今、説明をいただきまして、45ページにはダム建設を含む案は有利ではない。この点は、先ほども、縷々説明がありましたように、丹生ダムは利水があり、それがなくなり、また渇水対策容量というものもセットで持っておりましたが、それについても琵琶湖に載せてはどうかという議論も過去の流域委員会の中でも進められてきたところ。現在の水需要の状況からすると、やはり琵琶湖がある上に、もう一つダムを持っていくということについては、コスト的にも有利ではないというところは理解します。

高時川は琵琶湖へ水を供給している川です。今の時期は根雪をいっぱい溜めて、春先には融けて出てくるというところで、琵琶湖の水の循環という面でも非常に重要な役割を持っている部分だろうと考えております。ただ、丹生ダムの当初計画では、集水域が90km<sup>2</sup>ぐらいあり、湛水域は3km<sup>2</sup>ぐらいですかね。そこは事業用地として、先ほども説明がありましたように、民有地はもう既にお買収済みであるということです。

今、竹門先生のお話にも荒れ放題ということがありましたが、やはり、かつては林業が盛んでというところでも昨今の状況から、なかなかどこも山の手入れが十分でないというところもあるわけですが、総合的評価として、ダム建設を含む案は有利でないということになりますと、ダムを前提にしていた事業用地のことですね。ダム建設を含む案は有利でないという、そこだけで終わらずに、やはりそうなったときには、ただし書きと云うのかどう言うのかわかりませんが、やはり事業用地について今後、どういう仕組みを持っていくのかということ、もう避けては通れないというふうに思います。

今も言いましたように、近畿の多くの皆さんが琵琶湖から出る水を使っており、そこへ



水を供給する大事な部分でもありますので。やはり、そういうことを考えると、先ほど説明いただいている評価の点については理解しつつも、方向がそういうことであるならば、今申し上げましたようなところは、ぜひとも併記されるというか、そこら辺はしっかりと受け止めておいていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

ここも先ほど大戸川ダムのところでもお話ししましたように、もう既に地元、集落ごと移転し、そして長い間、山へ行く道もダムができるからということで十分につながっていないというようなこともあり、大変なご苦勞があったわけですし、今申し上げたようなところは、ぜひとも汲んでいただきたいなと思っております。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

どうも、ありがとうございます。他の先生、いかがでしょうか。

そしたら、上田先生、大石先生の順番でお願いします。

○上田耕二

先ほど少し触れましたが、これも50年ぐらい、昭和43年の方から計画があるようでございまして、事を起こそうと思う目的が、事を起こすまでに変わってしまうという、何のためにするんやという目的が変わってしまうというのは、くどいですがね、やっぱりスピーディーさ、これはなかなか難しい。口で言っても、なかなかスピーディーに事は運ばんと思いますが、あらためて他の事業につきましても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この素案等を読ませていただきますと、これは長浜市長さんが盛んにおっしゃっておられました。先ほど中谷さんもおっしゃっておられましたけども、国交省さんの方で、ここまで進んだ事業を止めにするというのは多分ないんだろうなと思ひます。地方ですと、首長さんがかわりますと止めやというのがたくさんございすけれどもね、国交省の事業でここまで進んだ事業を止めてしまうというのは、多分私も聞いたことがないんですが。特に、もう用地取得なんかは私の考えということで、100パーセント取得されているというような状況ですよ。先ほど中谷さんも触れられていましたけども、多分国交省さんが取得されていますんで、伐採して、裸地になっているのかよくわかりませんが、むしろ治水の観点からいくと、多分具合が悪いような方向になっているんだろうと思ひます。

そんなことも含めまして、あと、このダムに関わる事業を下流の方で河川の事業を推進していただくと同等の力を、やはり止めというふうな方面に注力をしていただきたいと。頑張つて下流の河川を守るだけじゃなしに、止めた方の後始末と言ひますか、それに力を注いでいただきたいということをお願ひをしておきます。

以上です。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

ありがとうございます。

大石先生、お願いします。

○大石 哲

遅刻いたしまして申し訳ございません。大石でございます。

先ほどの説明にもありましたけれども、丹生ダムの目的の一つに異常渇水に対する備えというものがあり、それについて現状では無くなっているということで、そこについて幾つかの関係団体から緊急性も必要性もないというような発言があったんですけども、水文学的立場から申しますと、緊急性はないとは言えると思うんですが、必要性がないとは言えないというふうに私は考えています。理由については、先ほど大戸川ダムのときに事務局からお話があったとおりのことでもあります。中谷さんからもお話があったように、この丹生ダム建設のために確保された用地は、異常渇水の緊急性はなくても必要性はあるもので、その貴重な水源地であることから、今回どのような案になるにしても、確保された用地の確保、保全は国が責任を持って行っていただきたいというふうに思うところです。

洪水対策に当たっては、引堤、堤防の嵩上げなどによって効果は発揮できると思うんですが、技術的な専門の立場から離れることを申し上げるかもわからないですけども、丹生ダム建設に当たって移転を余儀なくされた人々がいる中で、さらに引堤などによる移転家屋というものがあるというのは、適切な政策変更かどうかというのは、やや私にとっては疑問です。

水田の保全を含んだ案で利用する堰板の設置につきましては、私のいる兵庫県で既に事例があるんですけども、なかなか農家さんの協力を得るのは難しいという経験があるため、それを政策の中に入れるということであれば、その観点からも、ぜひ、ご努力をお願いしたいというふうに思います。

以上を踏まえますと、どのような案を採択されるかは、私は技術的にしか申し上げられないんですけども、これまで国土交通省の施策によって与えた人々の影響と、そのことから得られたストック、長い歴史を持つこの地域の水利用形態、及び今後懸念される気候変動の影響、それらを詳細に検討して、姉川、高時川を中心とした流域の今後のあり方について深く議論をしていただきたいというふうに思う次第です。

以上です。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

どうも、ありがとうございます。他の先生、いかがでしょうか。

では、須川先生。

○須川 恒

滋賀県内にある河川でも流域ごとにより事情が違って、本当に今回のこの丹生ダムは生ものというか、地域、地域の事情があるんだなということを改めて思いました。

私は、環境面から先ほどの大戸川と同じことで、丹生のダム案に関しては重要種があるということが挙げられているわけですが、その根拠が何かというところの2.9を見ましても、どういう考えで、どのような重要種がここにいるのかという全体が、すぐにわかりやすい形にはなっていない。それで、先ほどと同じことですが、滋賀県もデータブックを次々更新され、その中でこの地域も生物多様性からみて重要という認識があると思うので、そういう観点の見直しというのは当然必要になってくると思います。それが1点。

それから、2.23に瀬切れという現象が出てきました。これは、やはり高時川、姉川、特に漁業関係者の方なんかにとっては深刻な問題です。それは先ほどの釣り人として入る竹門さんらも同じことだと思います。環境用水ということだと思うのですが、その確保というのは、この地域には重要な課題になっている。ただ、余呉湖を経由するの、やはり農業用水との絡みというのが非常に大きい問題があるわけですし、この問題をどう解決していくかということが高時川の自然環境保全の面でもとても重要な問題だと思います。治水に対してどういう案を取るにせよ、それをどうするのか、今まで異常渇水ということでもって、十分対応が取られていなかった問題というのもやっぱり考えていかないといけないんじゃないかというのが、環境面ということで重要なポイントだと私は思いました。

以上です。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

ありがとうございました。他の先生、いかがでしょうか。

では、中川先生。

○中川 一

中川です。結論として出された評価、ダム建設を含む案は有利ではないということについては、十分理解したつもりでございます。しかし、こういったダム建設を当時の建設省が進めてきて、水資源開発公団も関係していたと思いますけども、なぜ進めることになっ

たのかというのが、ちょっと疑問がまだ残ります。その辺の当時の評価としては、それが最適な案であったというふうなこともかもしれませんが、そうであれば、やはりダム建設に伴ういろんなインパクトを考えると、時の評価項目が不十分であったのかなというふうな気がいたします。その辺のところは、ぜひどういった理由でダム建設を提案してきて、このような状態にまで進めてきたのかということについて、反省してもらおうと言うよりも、どう言ったらいいんでしょうか、私自身理解してないというふうに思っています。

それと、この高時川については、河道の改修と言いましょか、河道掘削と堤防の嵩上げということで治水安全度を高めていくということは妥当だと思うんですけども、この流域で一番やはり私が気になっていますのが、説明にもございましたけれども、瀬切れの問題です。瀬切れを解決するための対策というものを考えていただきたいんですけども、正常流量の確保とか、いろんな検討で何か導水というのがありましたよね。水系間導水ですか、何か現実的とは思えないような案が出てくるというのも、ああ、こういうものが出てくる評価なんだなとか、方法なんだなというように、ちょっと私は気にはなっているんですけども。

やっぱり、瀬切れは高時川の頭首工のところ、やはり、かんがい期において、ほぼ全量と言ってもいいぐらい、かんがい用水として利用されるということが非常に大きな問題であります。私は、河川を一生懸命、伏流とかいうことに対して対策とかいろいろ考えている割には、その辺の農水の方で使われる水を、もう少し河川の方に還元できないのかというふうなことについて、河川管理者と農水の関係者で何とかその辺を折り合いを付けて、もう少し川の方に還元して川が川たる姿を持つための川づくりと言いましょか、それを目指して知恵を出してやってほしいなど。

この中には、農水の水利権のことというのは余り書いてないとは思いますが、その折り合いを付けるということも考えていかないと、こういった水系間導水とか、いろんなことをしても、なかなかサステイナブルな方法ではないんじゃないかなという気が私はしています。ですから慣行水利権とか、そういう水利権を味方に全部こういう権利があるんだということを主張するのではなく、その辺のところをうまく折り合いを付けるというふうなことを滋賀県さんの方では頑張ってもらっていただきたいし、国もそういった方向で何か指導をしていただきたいなというふうに思っています。

それから、ダムの建設が予定されていたということで、もうかなりの方々が移転されて、ダム建設に協力された方々にとっては、やはり国に裏切られたんじゃないかなというふう

な思いを当然持たれている。ですから、さっきもありましたよね、100回、500回足を運んだのと同じように、その説明をちゃんとして欲しいということで、協力された人々の気持ちをやっぱり汲んで、ちゃんとした説明責任を果たして欲しいなというふうに思います。

以上です。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

ありがとうございました。他の先生方、いかがでしょうか。

では、堀野先生。

○堀野治彦

僕も、ここは結構自分のフィールドにしているところで、特に農業サイドの血が流れているところがあって、今の中川先生のご指摘も、ごもつものところで受け止めている部分も多いんですけども、最終的な結論としてダムは有利ではないという部分は納得しています。

ただ、これはちょっと反省もしていただきたいのは、そもそも上水の利水が撤退したということが大きなインパクトであって、例えば異常渇水の補填と言うんですかね、これは僕の想像ですよ、利水があったからこそスケールメリットを持たせようとして、今、私がいる大阪府なんかの渇水対応のものもちょっと載っけたらいいんじゃないかというような発想だったんじゃないかと思うんですね。丹生のあのポジションにあるダムで、もし僕が地元に住んでたら、何で大阪のことまで考えてやらなあかんのと普通に思っちゃいますね。多分利水があったことが大きな要素であって、それが撤退した以上は、やっぱり有利ではないという結論は、ごく自然に出てくる結論だと思いますね。

今まで言われているように、すごく時間が経って、こういう意見に国としては変わってきたということは、やっぱり住んでいる人にとっては、すごい迷惑だと思うんです。自治体の集約したご意見も最後の方に付けられていますけども、もう僕の中では、これはイーブンに扱うんじゃなくて、やっぱり、より地元に近いところ、ここでは長浜市の希望のウェイトをやっぱり高く評価するべきであろうと思います。ですので、僕の中の結論は、ダムが有利でないところは納得したのでダムはなしにしたとしても、それ以外の対策ですね。先ほど中川委員も言われたように、水系間導水ですとか、その他の手当てがこれでいいという認識はないです。今後もっとやっぱり議論すべきところはあるだろうなというところがあります。

高時川に水量をもう少し流せるようになったとしても、間違いなく予測しますが、全

部農水が持っていきますよ。今の慣行水利権を100パーセントとっても、まだまだ水利権は及ばないですね。半分も行ってないぐらいですよ。逆に言うと、何でそんな水利権が認められたのか、ちょっとよくわからないんですけども。でも、これは実際に営農をされている人からすると、やっぱり足りないみたいですね。

環境の話も出ましたけれども、もうそういう状態が何十年と今続いている状態で、逆にそこに水を流すということは、いい意味に捉えていいのか僕もよくわかりません。瀬切れが当然の状態でもう何十年と経過している中で、瀬切れを無くしたということの環境的インパクトがいい方向に働くのかということも、僕自身はよく答えません。

それも含めて、もう一度繰り返しますが、ダムが有利でないというご判断は尊重します。ただ、それ以外の部分で別件の手だて、コストから見てもこれが有利であるというような、その有利である評価は、もうちょっと考えた方がいいんじゃないかと。ただ、今言ったように、ほっとく訳にもいかない部分もあると思いますので、そういった早急なご判断を希望しますし、最後の一つは、ダムができることを想定した生活再建の案も出されていて、道路等も一部造られていますよね。これはダムができなくなったからといって、そんな中途半端な状態でやめるのではなくて、それを生活再建という呼び名で呼んでいいのかどうか僕はわかりませんが、そうなった場合は、もうダムとはちょっと切り離れた独立の事業としても、長浜市さんが望まれているような部分をできるだけ考慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

どうもありがとうございます。

上田先生。

○上田耕二

私もそう思います。これは、初めから洪水目的だけでしたら、下流までの河川改修に要する距離とか、いろいろ考えますと、恐らくダムという発想はなかったんじゃないかなと思うんですが、今、利水者が撤退をされて、しかも異常渇水時の対応は、そう大事ではないというふうなコメントもあって、ほとんどが洪水。洪水だけですと、琵琶湖までの距離とかいろいろ考えますと、当然こういう結論になるのかなということだと思います。

ということは、利水者が撤退された時点でこういったシフトを考えておいていただいたら、もっとこういうふうな進捗の状態になるまでに真つ当な結論が得られていたのではな

いかなと、私はこういうことに思います。

以上です。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官）

ありがとうございました。他の先生方よろしいでしょうか。

そうしましたら、丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）について、非常に多岐にわたるご意見をいただきました。いただいたご意見は、先ほどの大戸川ダムでも説明させていただいたとおり、検討主体の考え方を附して報告書に記載させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、事務局から今後について連絡事項をお願いします。

## 8. 閉会

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課）

それでは、本日は大変お忙しい中、大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）並びに丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する学識経験者からの意見を聴く場にご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては、事務局の方で取りまとめをさせていただきますので、ご確認をお願いしたいと考えております。整理ができ次第、皆様にお送りさせていただきますので、お手元に到着後、短期間で大変申し訳ございませんが、1週間ほどをめぐりご確認をいただきまして、ご返送をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

本日、ご欠席の委員の皆様にも別途ご意見をいただくこととしておりますので、もし皆様からも追加のご意見がございましたら、3月2日の水曜日までに事務局へご連絡ください。いただいたご意見につきましては、必要に応じて報告書の素案の修正の参考とさせていただきますとともに、別途実施しております関係住民の皆様からのご意見などと併せまして、個々の意見を整理した上でご意見に対する検討主体の考え方を附して報告書原案の（案）に掲載いたします。

それでは、これにて大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）及び丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する学識経験者からの意見を聴く場を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

[午後 4時46分 閉会]

「丹生ダム建設事業に係る検討報告書(素案)」  
に対する関係住民からの意見聴取結果【議事  
録】

---



---

---

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

に対する関係住民からの意見を聴く場

長浜市

平成28年2月28日（日）

【発表者（長浜－1）】

長浜市高月町の〇〇と申します。発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

平成11年から10年以上、高時川治水協の会長を務めて参りまして、丹生ダム建設促進に関わりながら、地域の安全と住民の安心確保のために微力ながら尽力をして参りました。幸いこの地方は大きな自然災害もなく、県全体としても国からの災害復旧費は全国でもワーストの上位にあります。住民の皆さんにとっては災害のない住みよいところで、大変ありがたいと安心感が優先して、危機意識が比較的散漫になりやすい、この怖さを実感しながら、防災・減災に務めて参りました。特に、最近は異常気象が進み、降雨も偏在し、局地的で集中化し災害を伴うことも多くなっております。

一方で、干天続きで干ばつのところができる不安定な気象条件の中で、治水と渇水とあわせて考えねばならない状況になって参りました。ところが、高時川、姉川では、ダムとの関係もあり、河川整備計画もできない取り残された地域となってしまいました。

かつて、私は琵琶湖のダム化についてお尋ねしたとき、近畿地方整備局の方から、ダム化はしないと回答をいただきました。そこで、今回の丹生ダム建設事業の検討報告書ですが、治水・渇水ともに淀川への調整機能を琵琶湖に求められておられる。三川合流地点でも、桂川は $5300\text{m}^3/\text{s}$ 、木津川は $6200\text{m}^3/\text{s}$ に対して、宇治川は $1500\text{m}^3/\text{s}$ 、これは天ヶ瀬ダムや宇治市の問題もありますが、鹿跳の掘削も早くから叫ばれながらいまだに手がついていない、これらの対策も今後具体的に計画に入れていただくべきでないか。単に、コストを評価基準にして恒久的な国土の保全につながるのか、疑問視されるところでございます。

続いて、昭和34年9月の伊勢湾台風による琵琶湖周辺の浸水や、平成6年の干ばつで琵琶湖の水位が123cm低下したときなどの姉川、高時川沿川の検証は十分していただいたでしょうか。伊勢湾台風ときは、何日経っても琵琶湖周辺の浸水はおさまらない、下流の淀川の河川敷ではゴルフの打ちっ放しが盛んに行われた現実を見て、当時の滋賀県知事〇

○氏が、南郷の洗堰を爆破しようかと言われた言葉が今も語り継がれています。

平成6年の渇水は湖北地方でも多くの稲が枯れました。かろうじてとれた米は完熟しておらず、売り物にならないものが多く発生し、地下水は枯渇して浅井戸は全域出なくなりました。やむを得ず水道水を使用され、水道も不足しました。その後、高月町では2か所の地下水源を増設しております。

その後は、気象の異常化が進んで参りまして、不安は増幅するばかりです。高時川の瀬切れも年々多くなり、年間100日を超える状態が恒常化して参りました。一昨年は135日間も瀬切れをしております。河川環境はもとより、琵琶湖の生態系にも大きく影響が及んで参りました。流水機能の正常化はもとより、異常渇水時の補給水にしても下流府県の利水も大切ですが、淀川水系の最上流の当地方が、渇水になれば打つ手がないでは、水源地はますます疲弊、過疎化は進み、水源のかん養は今以上に悪化することになります。

人口減少期の中で、今日こそ、若者が定着してくれる地方創生事業に資するよう、コストは多少高くついても国土の保全にもつながるよう、ぜひともA案へ、できるならば発電機能を付けて決定を切望して、終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

に対する関係住民からの意見を聴く場

長浜市

平成28年2月28日（日）

【発表者（長浜－2）】

余呉町上丹生の〇〇といます。長年ダム対策委員会に関わらせてもらっております。

今ほどいろいろな説明をいただきまして大変ありがとうございます。配布された資料、高時川の現地説明会のこの位置図ですが、これを今日見させていただいてちょっとほっとしたのが、これには、丹生ダムの位置が示されております。この間自治会の方で配られたこのチラシには、丹生ダムの位置が示されてなかったということで、丹生ダムがまだ中止を決定したわけではないということですので、やはりきちっと記載をしてほしいなという気持ちを持っているところです。今日はちょっと安心をさせていただきました。

総合的な評価が出ている中で、検討の場についての不満なんかを言うのは大変むなしいような気もせんでもないんですけども、意見をどこかでは取り入れるというような話も先ほどしていただいたんですけども。済んでからのところでむなしいような気がしますけれども、ちょっと二、三意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、検討の場、予断を持たずにというような形で進められおりますけれども、丹生ダムは先ほども説明がありましたように、50年近く前から予備調査、実地の調査、それから地域と締結をして水没地域の土地の買収はされました。それから家屋も移転をされてきた。これらの経緯を全く無視をしているように感じております。開会のときもこの経過については説明をされましたけれども、何かそのあたりを全く無視をしてしまって、他の対策案と並行に考えていく、対等で考えていくというのは、私たち水源地の者にとっては大変不満を感じていたところでございます。ダム案はすぐにでも実施ができる、もう買収まで済んでいるのですぐにでも本体工事に掛かれる状況です。ところが、他の対策案の中で、例えば先ほど説明をいただきました、流水の正常な機能の維持、このあたりの中で、水系間導水、これが一番の有効なものだっというような形で結論が出ているんですけども。これ、本当に実現可能なんだろうかな。先ほど、技術的には実現可能だと説明をいただきました。ところが、実際に関係者との話が全くできてない中で、例えば、琵琶湖から余呉湖に水を引くというあたりのその地域、余呉湖を管理している地域の者がどういう思いを持

っているか、そのあたり一つも考えなくて、この案が有利ですよと、全くこれは無責任な形での評価でないかなと、そういう具合に思っているところです。環境についても、先ほど、必要な措置を取っていくというような話をされましたけど、これも大変実現可能かどうか不安なところでございます。

それから、もう一つ、検討の場におきましては、私たちの意見を高時川の沿川のもの、また水源地の者の意見を十分聞いていただく場がなかった。今日このような場所では、終わってからこういう場所で発表させてもらったりとか、それからペーパーで意見を募集はされますけれども、これは形を整えるためのものか、何か、帳面消しでやっておられるのかな、そんなような感じを受けてしまって大変残念に思うところでございます。検討の場が今の状況中でこんな意見を言っても無駄なことですけれども、そういうような思いも持っているところでございます。

それから、「命と暮らしを守るとために」ということ私たち地元にはよく説明に、最初の説明、ダムの必要性のときに何度もこう言われました。私たちの命と暮らしは大変大事なことだ、その重みをもってダム建設を受け入れてきたところですが、50年経ってもなかなかダムの命と暮らしを守る対策がとれていないということで、大変こう、国は何をやっているんだらうなという、検討の場ももう5年も掛かっているということで、大変時間が掛かり過ぎているということで、そのあたり、何とか早く前に進めなければならないなと思っています。

それから、地元の水源地の者も、地域の活性化を図るためにこのダムを容認してきたということですが、ダムが停滞している中で、大変地域は過疎化、高齢化になってしまっていて、大変淋しい地域になっております。最初に約束していたように、地域の活性化が図れるような対策を早期に講じていただきたいと思います。

以上でございます。

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

に対する関係住民からの意見を聴く場

長浜市

平成28年2月28日（日）

【発表者（長浜－3）】

それでは発表させていただきます。

私は、丹生ダムの建設は中止にした方がいいと思ってます。前々から流域の検討委員会のときに公募で住民として参加させていただきまして、その場でいろんな意見を申し上げて、何かもう中止になったと思ってたんですけど、またぞろ、こういうふうに出てきたのでちょっと残念に思ってます。

なぜなら、少子高齢化が進み人口は減少し、経済も右肩上がりの時代から正規の社員が減り、非正規の人が労働人口の4割を占めているような低成長の時代に入ってます。国の借金も1,000兆円を超えています。水の利用も節水の意識が高まってどんどん減ってきております。また、自然の環境におきましては、局地的な豪雨が増え、ダムで対応できるのか疑問であります。その、ダムを造るっていうことのために、河川の改修が随分遅れていて、途中から河川の改修に手を付けられるようになったと聞いておりますが、河川の改修や山の保水力を高めるような対策で対応した方が、私は費用対効果の面でも有効だと思います。

ダムが計画されたときの状況と大きく目的が変わっているのも、私は問題だと思います。一旦決めたら途中で引き返せない、コンコルドの過りを犯さないようにすることが大切なのではないのでしょうか。まして、人口は、今年も国全体としては減ってますけども滋賀県は0.2%くらい増えてるってことですが、長浜市は5%くらい人口も減っています。これから10年、20年先を考えて、耕作放棄地とか人口の減少に、果たしてこういうことでお金を使っていいものか、私は費用の面もいろんなことを含めて考えていくべきだと思っております。

私の発表は以上です。ありがとうございました。

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

に対する関係住民からの意見を聴く場

長浜市

平成28年2月28日（日）

【発表者（長浜－4）】

長浜市錦織町の〇〇と申します。この会場に寄せてもらって、今しがた発表の機会をいただきと決断したところでございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

先日2月21日に、姉川・高時川沿川の現地説明会に行ってきました。小雨・小雪が降る、寒風が吹きすさぶ中での現地説明会でした。当局の方におかれましても関係者の方におかれましても、非常に厳しい天候の中で丁寧なご説明をいただいたものと思っております。一方、地元住民、特に下流域・中流域の住民の皆さんは、この説明会に本当に大勢の方が駆け付けてきていただいたということは、当局の方は十分目に焼き付けていただいたのではないかなと、このように思っております。中・下流域住民のダムに対する関心の度合い、そしてダムは絶対必要なんだという思いが、去る21日の行動に移ったものと、このように思っております。

そんな中で、先ほど来説明を受ける中で、特に私が強く疑問に思っていますのは、コスト面からの導き方が非常に多いわけです。これは一定理解できるところなんですけども、インシヤルコストだけでもって、どうもコスト面で有利である、ないというような導き方をされているような気がしてなりません。特に、水系間導水案なんかを見ますと、これにつきましては、ダムコストというものは膨大な額に及ぶのではないかと、このように思っております。

そういうことで、一番目の、目的別の総合評価の中の洪水調節、そして流水の正常な機能の維持ということについて、インシヤルコストを中心に有利でないという導き方をされているように思えてならない。このことについて、また機会があれば、このランニングコストということにおいても視点を改めて評価をしていただきたいなど、このように思うところがございます。

そして、あと、私がこの丹生ダムのテーマを真剣に考えてからそう日が経ってるわけじゃないんですけども、一番納得できないのは、京都・大阪・兵庫、この流域1400万人の利

水というそのニーズがなくなったということで、今回のダムの再検証、そしてその検証の中においては、予断を持って望まないということはありませんけれども、多分に下流域の意見が尊重されているように思えてならないというところでございます。

そういったところから、私どもはこの40年余り、このダムに翻弄されてきたわけございまして、その中で、特に中・下流域においては毎年時間雨量60mmくらいになれば避難勧告が出るというこの実態を踏まえ中で、何としても1億 $\text{m}^3$ のダムというものは望まない。けれども、適正な規模のダムはこの高時川、姉川には必要なんだということを改めて申し上げ、そして、我々、中・下流域住民の安心・安全を担保するために、ぜひお力添えをいただきたいとこのように思います。

以上でございます。どうも、急な意見発表でしたけれども、お聞きいただきましてありがとうございました。



「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

に対する関係住民からの意見を聴く場

大阪市

平成28年3月1日（火）

意見なし

「丹生ダム建設事業に係る検討報告書(素案)」  
に対する関係住民からの意見募集結果

---

---

---

別紙3

【意見聴取申込用紙】

【述べられたいご意見の要旨】 ※この様式には200文字以内で記載して下さい。

氏名(ふりがな)

びわ湖のダム化について過去にお伺いした時近畿地整から  
 ダム化は絶体にはないと解答を頂いておりましたがB案はダム化  
 そのものでないのですか。B案の場合正存な機能維持対策も又  
 異常高水時の緊急水の補給対策についても各案が幾地域に取っては  
 極めて非現実的な事柄多く下流存具を対称とした補給対策がどしか  
 ないと思われ。昭和24年の伊勢湾台風に依るびわ湖周辺の高水や  
 平成6年の湯水でびわ湖の水位が-12.3m時の高時川  
 姉川沿線の検証が充分にできただけか。南郷の沢堰から  
 毎分40トンの放流が石川瀬田川で浸透される所 久しく叫ばれて来た  
 底層の掘さくは今日尚手が付けられていないか 高度の異常化は予想を  
 はるかに超えてはるかになっている淀川流域の最北端に有り乍ら  
 高時川の瀬田川は年間100日を超え、年が恒常化し河川環境  
 はもとよりびわ湖の生態形造影響が及んでおり 住民の不安は  
 一入であります 依り私に何とてA案で事業代り川を幸を  
 切望致します コストを越え、将来若者が安心して居住できる  
 地方創生の地域造り資料を称お願ひ致します

※本応募用紙については、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」に基づき適切  
 に取り扱います。また、頂いたご意見とともに、属性(年代、性別)及び住所のうち、府県名と市  
 町村名を公表する場合があります。

別紙3

【意見聴取申込用紙】

【述べられたいご意見の要旨】 ※この様式には200文字以内で記載して下さい。

氏名(ふりがな)	[REDACTED]
<p>水源地の住人、丹生ダム対策委員会に係わる者として意見を述べる</p> <p>(1) 「地方公共団体からなる検討の場」についての不満</p> <p>① 長年の経緯を考慮しない議論、水源地等の住民の意見を拒否した議論</p> <p>② ダム以外の対策案は机上の考察で、実現性に疑問を感じる(特に流水の正常な機能＝水系間導水案) 実現性のありダムの比較もできていない。</p> <p>(2) 「命とくらしを守る」ためには、早急な対応が重要。検討の場を早期に終了すべき。</p> <p>① 洪水の恐怖におののく住民</p> <p>② 荒廃した自然と過疎化憂う住民</p> <p>③ 生態系の崩れを危惧する住民</p>	

※本応募用紙については、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、頂いたご意見とともに、属性(年代、性別)及び住所のうち、府県名と市町村名を公表する場合があります。

別紙3  
【意見聴取申込用紙】

【述べられたいご意見の要旨】 ※この様式には200文字以内で記載して下さい。

氏名(ふりがな)

丹生ダム建設は中止にして水をいっと思います。  
少子高齢化が進み、人口は減少し、経済も右肩上がりの時代から、正規の社員が減り、非正規の人が労働人口の4割を占め、低成長の時代に入り、国の借金も1000兆を越えています。水の利用も節水の意識が高まりとんどん減ってきています。局地的な豪雨が増え、ダムで対応出来ないので疑問です。河川の改修、山の保水力を高める等の対策を対応した方が費用対効果の面でも有効だと思います。ダムが計画された時の状況と大きく目的が変わっているのも問題です。  
一旦止めたら途中で引きかえせない。コンサルタントの誤りをおがせない様にすることは大切ではないでしょうか。

※本応募用紙については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、頂いたご意見とともに、属性(年代、性別)及び住所のうち、府県名と市町村名を公表する場合があります。

## 【意見募集提出様式】

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する意見募集

イ. 氏名(ふりがな)		[REDACTED]	
ロ. 住所		[REDACTED]	
ハ. 電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
ニ. 年齢		67	ホ. 性別
ヘ. ご意見		ご意見は、項目毎に 200 文字以内で記載して下さい。 なお、ご意見が 200 文字以上の長文の場合は、別途任意様式で記述して下さい。その場合は、下記枠内に要旨を 200 文字以内で記載して下さい。	
頁	行	<p>・コスト面からダム建設は有利 であることである。 に比べてコストとランニングコスト に合わせた評価はたまたまに 異なることである。</p>	

※頂いたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用いたしません。

## 「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する意見募集

イ. 氏名(ふりがな)		[REDACTED]	
ロ. 住所		[REDACTED]	
ハ. 電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
ニ. 年齢		74	ホ. 性別 男
ヘ. ご意見		ご意見は、項目毎に 200 文字以内で記載して下さい。 なお、ご意見が 200 文字以上の長文の場合は、別途任意様式で記述して下さい。その場合は、下記枠内に要旨を 200 文字以内で記載して下さい。	
頁	行	<p>洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、 「ダム建設を含む案」は有利とはならないとする検討結果は妥当である。また、異常渇水時の緊急水の補給の目的については、関係府県の水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見を取り入れて検討結果としたことに大いに賛意を表す。 なお、水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとの見解は、検討主体としても最初から提起すべきであった。</p>	

※頂いたご意見に関しての個人情報、目的以外では使用いたしません。



別紙

[意見募集提出様式]

## 丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見募集

イ.氏名（ふりがな）	[REDACTED]		
ロ.住所	[REDACTED]		
ハ.電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
ニ.年齢	68歳	ホ.性別	男

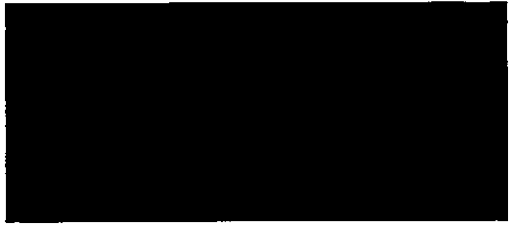
## 丹生ダム検証に係る検討内容

	[治水計画1/100]		戦後最大 (S50.8)
	A案	B案	河道掘削＋ 堤防かさ上げ
治水	246	339	80
流水の正常な 機能維持	312	260 (余呉湖経由の導水)	260 (余呉湖経由の導水)
異常渇水時の 緊急水補給	601	563 (洗堰改修150億円含む) 2 cm分＋5 cm	563 (洗堰改修150億円含む) ダム有り 2 cm
計	1,159	1,162	903
			・再掘削費用？ ・横坑閉塞？ ・事業用地保全・道路復旧

- ・ 4-2 (4.1.3) 1/100としたとき野寺橋2,900m<sup>3</sup>/s → (-800m<sup>3</sup>/s)
- ・ 4-15(1)戦後最大の昭和50年8月野寺橋1,500m<sup>3</sup>/sとした理由
- ・ 4-62丹生ダムA案B案この下図の□書きでは100年とするとされているため丹生ダムの将来計画対応の施設計画としているとしながら4-15は？
- ・ 4-72表4.3.11丹生ダム検証に係る検討（洪水調整総括整理表あ3/7
- ・ 4-102水経間導水（余呉湖経由）案（流水の正常な機能の維持対策案の概要）  
□ □と図面は生態系保全、琵琶湖の水質状態更に塩津湾の水の出入に対する収支を全く無視して、机上で考察したものであると考える。
- ・ 4-106表4.4.9丹生ダム検証に係る検討（流水の正常な機能維持対策案）
- ・ 完成するまでに要する費用はどれくらいか 総括整理表
- ・ いつまでこの様な検討調査をやっているつもりか昭和50年に若い働き盛りの人も老人になってしまっている。琵琶湖の次の世代は出来る道理が無い。
- ・ 4-162表4.6.16丹生ダム検証に係る検討（異常渇水時の緊急水の補給対策案）総括整理表（1/4）
- ・ 10年20年計画となっているがそれほど長い時間はまてない。

平成28年3月1日

国土交通省近畿地方整備局長 様



## 丹生ダム建設事業の検証に係る検討 報告書（素案）」に対する意見

平素はびわ連合自治会の運営にご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。  
さて、旧びわ町時代と違って、地元の要望を行政にお届けしにくくなりました。びわ連合自治会における自助・共助の分野をつかさどる市民パワーは長浜市でも指折りだと自負していますが、地元だけでは如何ともしがたい積年の懸案につきましては「スピード感ある公助」に頼らざるを得ないのが実情であり、下記の意見につきまして、格別のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 意見 積年の懸案である丹生ダム建設事業の早期実現

私たちが住まいする旧びわ町は、湖北（長浜市&米原市）の総面積のおよそ44%もの雨水が集中する所です。いかに水害の危険度合いが高いか測り知れます。（※ 流域面積：姉川 158k㎡、高時川 212k㎡、田川 35k㎡ 合計 405k㎡）

平成25年年7月29日当地では河川増水による避難勧告、さらには9月15日の特別警報の発令、平成26年8月10日には台風11号による避難勧告等に表れますように、昨今の温暖化の気象状況におきましては、突発的、局地的な洪水がいつ起こるとも限りません。

平成26年1月に発表された丹生ダムの建設中止は、源流で犠牲いただいた地元住民の感情を無視するだけでなく、水際で日々の生活を送る私たちの不安は募るばかりです。また、近年は濁水が頻発し、瀬切れが常態化するなかで、生活・農業用水の確保が懸念されるとともに、その対策としての琵琶湖逆水は、独自の河川生態系を破壊すること、および豊かな水産資源への悪影響が及ぶことが懸念されます。

このため、経済合理性よりも住民の安全・安心や地方創生の観点から、一刻も早く、積年の懸案である丹生ダム建設事業の早期実現について、格段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成28年3月1日

国土交通省近畿地方整備局長 様

## 丹生ダム建設事業の検証に係る検討 報告書（素案）」に対する意見

平素は落合町自治会の運営にご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、70軒にも満たない自治会の規模では旧びわ町時代と違って、地元の要望を行政にお届けしにくくなりました。わが町における自助・共助の分野をつかさどる市民パワーはびわ地域でも指折りだと自負していますが、地元だけでは如何ともしがたい積年の懸案につきましては「スピード感ある公助」に頼らざるを得ないのが実情であります。

一刻も早くという思いから、平成26年11月には、地元選出の市会議員、県会議員ご同席のもと、隣町の錦織町、難波町自治会会長ともども、滋賀県知事に陳情に上がりました。また、昨年4月には、衆議院議員の地元での国政報告会において、地元自治会をあげて陳情いたしました。

巴水の郷の「夢と希望のふるさとづくり」に是非ともご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 意見① 積年の懸案である丹生ダム建設事業の早期実現

私たちが住まいする落合町は、字のごとく、湖北（長浜市&米原市）の総面積のおよそ44%もの雨水が集中する所です。いかに水害の危険度合いが高いか測り知れます。（※ 流域面積：姉川158k㎡、高時川212k㎡、田川35k㎡ 合計405k㎡）

平成25年年7月29日当地では初めての河川増水による避難勧告、さらには9月15日の特別警報の発令、平成26年8月10日には台風11号による避難勧告等に表れますように、昨今の温暖化の気象状況におきましては、突発的、局地的な洪水が頻繁にいつ起こるとも限りません。

平成26年1月に発表された丹生ダムの建設中止は、源流で犠牲いただいた地元住民の感情を無視するだけでなく、水際で日々の生活を送る私たちの不安は募るばかりです。一刻も早く、積年の懸案である丹生ダム建設事業の早期実現について、格段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 意見② 平成11年度に施工いただいている部分（落合橋より下20m付近まで）より上流に「矢板圧入の延長工事」

平成26年9月の県下あらゆる箇所では被害をもたらした台風18号は、淀川下流域の水位調節の要因で琵琶湖の水位が下がらなかったことから被害が増大したとも言われています。幸いにして、当日2日間の虎姫観測所の総雨量は県下で最も少なかったため被害が免れました。それでも隣町錦織町では、高時川堤内旧酢村からの伏樋跡箇所から噴き出しがあり、2回目の避難勧告が通知されたほどです。

当町でも落合橋上流域の堤防は河道の湾曲部内側にあたり、勢いを増した水流が堤防に衝突する危険な場所です。その箇所には明治44年竣工から昭和55年まで利用していた田川用水の伏樋跡があります。高時川増水の際は、堤防際にお住まいの屋敷には堤防法尻から伏流水が噴出し、大変心痛な想いで過ごされます。

滋賀県長浜土木事務所の計画で透水性擁壁を用いた堤防の浸透破壊対策のドレーン工事を実施いただき、県財政厳しい中で有難いことですが、堤防の破堤を遅らせるパイピングが目的であり、上記の懸念を払拭する抜本的な施工とは考えられません。平成11年度に施工いただいている部分（落合橋より下20m付近まで）より上流に「矢板庄入の延長工事」について格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、当町も含め、姉川・高時川合流地域には、「河川管理施設等構造令」に定められた高さ、断面が不足している堤防、いわゆる「暫定堤防」が広域で存在しており、「かさ上げ」等の対策を早急に講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」におきましては、姉川・高時川（両ATランク河川）の天井川に挟まれた田川流域の旧虎姫地区は県が発表する100年確率の想定浸水深（地先の安全度）において著しく水害リスクが高く、県内想定エリアの約8割の世帯が含まれることもあり、特にクローズアップされています。その対策として、この地区は、「水害に強い地域づくり計画」策定地区に指定されるとともに、カルバートの増設を含めた田川の河道巾の拡大、または野洲川、草津川のような新たな放水路の整備も含め調査検討されているようですが、当然のことながら下流域である当町や錦織町は勿論、河口部の八木浜町までの理解・協調が不可欠であり、今後とも上流域のみの一方的な論理で物事を推し進められませんよう充分ご留意いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

## 「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する意見応募

イ. 氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
ロ. 住所		[REDACTED]	
ハ. 電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
ニ. 年齢	64	ホ. 性別	男
ヘ. ご意見		ご意見は、項目毎に200文字以内で記載してください。 なお、ご意見が200文字以上の長文の場合は、別途任意様式で記述してください。その場合は、下記枠内に要旨を200字以内で記載してください。	
頁	行		
		<p>◆流水の正常な機能の維持対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最も有利な案として、水系間導水(余呉湖経由)となっていますが、河川管理者は流水の正常な機能維持について水系間導水を導入されますか。</li> <li>・導入されない場合は、これに代わる対策案を用意されているのですか。</li> <li>・また、河川管理者により具体的に計画が策定された場合、国は事業として認め予算措置(補助事業)を確約ができますか。</li> </ul> <p>◆治水の目標流量について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和50年8月の戦後最大の流量とは、100年に一度の確立で計算する流量とどれくらいの差がありますか。</li> </ul> <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の場は、丹生ダム建設事業の検証であり、建設の是非について意見集約の場ではありますが、これまで湖面のあるダム建設を地元活性化の基本としてきた地元に対してあまりにも理不尽な進め方であったと思います。検討の場は、50年近くの長期にわたり翻弄されてきた地元に対してもっと誠意あるものであるべきだと思います。</li> </ul>	

※頂いたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

## 「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する意見応募

イ. 氏名(フリガナ)			
ロ. 住所			
ハ. 電話番号又はメールアドレス			
ニ. 年齢	46歳	ホ. 性別	男
ヘ. ご意見		ご意見は、項目毎に200文字以内で記載してください。 なお、ご意見が200文字以上の長文の場合は、別途任意様式で記述してください。その場合は、下記枠内に要旨を200字以内で記載してください。	
頁	行		
		<p>高時川流域に生活するすべての住民に対して</p> <p>①異常気象による豪雨洪水被害を未然に防ぐための「治水対策」</p> <p>②京阪神地域とは一線を画した地域社会に必要な「利水の確保」</p> <p>③琵琶湖固有の「自然生態系の維持」・「環境保全」のための「渇水・瀬切れ対策」</p> <p>が必要である。</p> <p>故に最も現実的で有効な対策は「丹生ダムA案」であり、早期決定し早期着工、早期完成を実現されることを強く求めます。</p> <p>併せて「高時川に一定規模のダム建設」は、地域住民の長年の悲願でありその実現を強く求めます。 (別紙本文あり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

※頂いたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

( ) 意見本文)

丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)を拝読した上で、以下の通り意見を申し上げます。

まず、丹生ダム(高時川ダム)は、元々琵琶湖総合開発事業において「洪水調節目的」で、地域の治水問題解決のために計画された事業である。

後に、京阪神地域の利水需要に応えるために計画規模が変更された。その後、京阪神地域の利水需要が見直しされ、その結果、関係自治体等が事業撤退した。

しかしながら、現在または将来における高時川流域の必要な治水、利水需要、環境保全までが同様の理由で不必要とされるものではない。

次に、近年の異常気象による局地的豪雨で発生する災害は、突発的で想定外の甚大な被害となることは、直近の災害発生事例を見ても明白である。

この素案に示される内容では想定範囲内での限定的な対策であり、到底昨今の異常気象に対応できる整備計画とは成り得ない。

最後に、丹生ダムに代わる案について、余呉湖からの水系間導水、河道の掘削、堤防の嵩上げ等の施しはコスト面、タイムスケジュール面、地元住民の協力、高時川及び琵琶湖(余呉湖)を含めた環境への悪影響などあらゆる観点から非現実的であり、高時川流域が抱える根本的な問題解決とは成り得ない。

以上の観点から、コスト最重要視を横に置き、高時川上・中・下流域すべての住民生活に対する異常気象の原因を含めた災害時の「治水対策」、京阪神の下流域とは一線を画した地域社会に必要な「利水の確保」及び琵琶湖固有の「自然生態系の維持」・「環境保全」のための「渇水・瀬川切れ対策」が必要である。

また、過去からの歴史を踏まえた地域の実情及び流域住民の純粋な思いを最優先に考えると、流域の恒久的な安心安全を担保する点で、最も現実的で有効な対策は「丹生ダムA案」であり、早期決定し早期着工、早期完成を実現されることを強く求めます。

なお、併せて京阪神地域が既に事業撤退されていることを鑑み、「高時川に一定規模のダム建設」は、地域住民の長年の悲願でありその実現も強く求めます。

以上

別紙5

[意見募集提出様式]

## 丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見募集

イ.氏名（ふりがな）	[Redacted]		
ロ.住所			
ハ.電話番号又はメールアドレス			
ニ.年齢	68歳	ホ.性別	男

平成 28 年 2 月 28 日、木ノ本支所スティックホールにおいても説明を受けました。

それ以前にも担当の方々より又、インターネットでも資料を出して拝見しました。いく通りもの案を示して有利な案は結論的に B 案とされていますが、私共、地元は結論的に A 案を望みます。

洪水調節、利水用量、異常渇水時の緊急水の補給を兼ね備えた A 案が最適であると考えます。

古来より受け継がれて来た湖北地方の肥沃な水田（湖北土地改良区管理水田）4,800ha 利水として次の世代が大きなコストをようする事無く安心して、豊かな湖北地方の水田を継続出来る様にするため、そして頭首口下流の瀬切れ対策と生態系に配慮した環境になる川づくりのためにも又、普段、流量が少ないと思っていると南風により雨が降りだして北風が変わった頃より降り出した雨が多い時に高時川の流量は一気に増水して、その時々降雨状況により想像をはるかに超える河川流量がしばしば発生しております。近年は、大雨の時に流域の住民の避難勧告、指示も度々発令されております。

一次産業に従事する私共にとって近 30 年程は、正に自然の激変に振り回される日々であります。

琵琶湖総合開発の締結より 40 年が経過しようとしているこの時に総合開発で計画されている丹生ダムについてまだ議論している事が大変疑問でもあります。

時代が変われば利水も治水も変わり当時、視野に入るべきものでなかった環境保全を平成 9 年に河川法改定として組み入れられる所まできた中でその象徴と言うべき琵琶湖の環境は悪化の一途をたどっているとしか言いようがありません。そのバロメーターとなるべきものは水産資源



の減少と琵琶湖の水質であり南湖の水草繁茂、湖底のヘドロ、糸状藻類の異常繁殖、難分解性有機物であり、その水質の悪化は例をあげればきりが無いほどであります。

地球規模で広がる温暖化、少雨傾向による砂漠化、竜巻等々かと思えば局地的な豪雨等、これから先の40年を誰が予測できるでしょうか、なんとか予防改善しようとする努力がなされていても全国各地で災害の発生が数多く報告される今日ではないですか、今回示されたA案、B案そして河道掘削、堤防かさ上げ等の中でB案が最も有利とされるが琵琶湖で5cmためるとする事で琵琶湖に大きな変化をもたらす事は必定と考えるところです。

琵琶湖の漁師は反対です。そもそも現在の水位操作においても平成4年より履行されていますが、この水位操作についても大戸川ダム、丹生ダムにおける渇水対策用量を含むものであり水位がマイナスになって行く過程で、その働きをするものであると思うものであります。

片方はいまだ議論している。もう片方は履行しているでは大変疑問が生じる所であります。

こうした経過の中で、高時川、丹生ダムについては、姉川水系大支流高時川に関わる住民とその代表と湖北土地改良区に代表される農業関係者及び姉川水系に関わる第2種漁業権者はA案の早期実現に大きな期待を寄せるものであります。

近年の高時川の瀬切れ状況と溯上魚類の最大産卵場と近隣住民の治水を考える時、A案実現が絶対かと考える所であり用地取得済み住民移住終了となっている3.6平方キロの建設予定地の有効活用のためにも早期に結論を出して頂きたいと願うものです。

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する意見応募

イ. 氏名(フリガナ)		[Redacted]	
ロ. 住所		[Redacted]	
ハ. 電話番号又はメールアドレス		[Redacted]	
ニ. 年齢	62歳	ホ. 性別	男性
ヘ. ご意見	ご意見は、項目毎に200文字以内で記載してください。 なお、ご意見が200文字以上の長文の場合は、別途任意様式で記述してください。その場合は、下記枠内に要旨を200字以内で記載してください。		
頁	行		
		<p>わが町は字のごとく、古くより「巴水(はすい)の郷」と呼ばれるところです。湖北地域(長浜市&amp;米原市)の総面積のおよそ44%もの雨水が一極に流入する水害の危険度が最も高い地区です。(※流域面積:姉川158km<sup>2</sup>、高時川212km<sup>2</sup>、田川35km<sup>2</sup>)</p> <p>湖北Aランクの三河川が、丹生ダム計画が頓挫して、未だに県下湖北地域のみが、河川整備計画の策定すらできない現状で、平成25年と26年には近隣集落5自治会が、河川の増水による「避難勧告」の発令により夕刻から夜間にかけて、独居老人にも声掛け介添して緊急避難を致しました。高時川は地球温暖化の影響で、ここ近年瀬切れと一気の増水で両極端な様相です。梅雨から台風時期は「常に危険と背中合わせ」が現状です。</p> <p>26年5月には地元長浜市藤井市長を集落にお招きし、同年11月には滋賀県庁まで三日月知事に、困窮した積年の不安を解消いただきたく陳情させていただいています。</p> <p>既に河床の浚渫を実施いただいているものの、一年もしない内に上流から運ばれてくる土砂の堆積で元の黙阿弥状態です。河川内の立木伐採も実施いただいておりますが、姉川、高時川は本来極端な天井川であること、河口から合流域までの河道流域が狭いためすぐに水位が高まります。何ら抜本的解決になっていません。また、田川カルバートの天井部高さによりびわ築(ヤナ)上流部分は河床を低くすることは物理的に不可能です。</p> <p>検討案を拝察すると、河口から3.05~4.2km地点にまさしくわが町は存在し、ご指摘の通り、高時川下流域においては唯一堤防高の低い要注意箇所にあたります。戦後最大(昭和50年豪雨)相当の洪水では、丹生ダムによる流量低減が無い場合に、現状では計画高水位を超えてしまいます。記憶に新しい昨年9月の常総市水害のように、洪水が越堤した場合、一気に堤防は崩壊し、甚大な被害をこうむります。</p> <p>わが町は、田川上流虎姫地区(流域治水重点地区)住民の古来からの水害に対するご苦難を理解し、郷を二分する田川新川竣工にも協力してきました。更にはこの度の高時川から田川への放水路建設案が採択された場合、再度圃場を提供せざるやもしれません。</p> <p>丹生ダム建設の決定まで待っておられません。地元住民の悲願です。一刻も早く、「堤防かさ上げ」と河川内の畑地掘削による「最大限の河道流量確保」に着手いただきたい。また、隣町錦織町同様、旧田川用水樋せき跡(落合橋西詰め上流部)からの漏水、崩落の危惧から鋼矢板工にて閉口部の補強の施工も併せてお願いいたします。</p>	

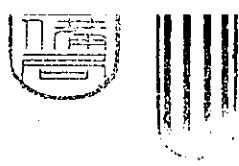
※頂いたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用いたしません。

「丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取  
について」に対する関係地方公共団体の長、関係利水者  
の回答について

---

---

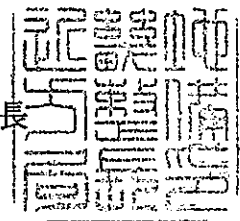
---



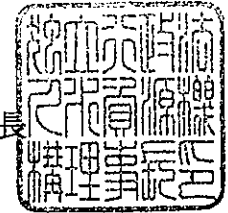
国近整河環第 46 号  
27 夕設第 163 号  
平成 28 年 3 月 31 日

滋賀県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



### 丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

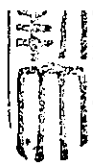
さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

#### ※ お問い合わせ先等

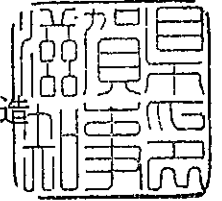
近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）  
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧



滋 流 政 第 122 号  
平成 28 年(2016 年)4 月 28 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号および 27 ダ設第 163 号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針(原案)案については、国がダム検証の手續にのっとり、予断なく検証された結果と考えており、引き続き検証の手續を円滑に進めていただきたい。

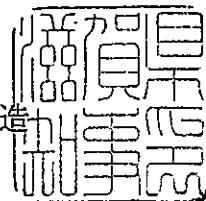
なお、これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、地域の振興をはじめとする様々な課題の解決に向け、県もしっかりと取り組むので、国においても関係機関との連携を図り、引き続き主体的に取り組まれない。



滋流政第 122 号  
平成 28 年(2016 年)4 月 28 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

滋賀県知事 三日月 大造



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号および 27 ダ設第 163 号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

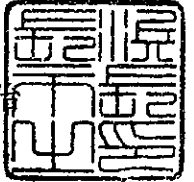
「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針(原案)案については、国がダム検証の手續にのっとり、予断なく検証された結果と考えており、引き続き検証の手續を円滑に進めていただきたい。

なお、これまで長い間ご心労をかけてきた地域の意向を尊重し、地域の振興をはじめとする様々な課題の解決に向け、県もしっかりと取り組むので、国においても関係機関との連携を図り、引き続き主体的に取り組まれない。

長北建第18号  
平成28年4月21日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 藤井 勇治



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年4月6日付け滋流政第89号で照会のありました「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見につきましては、次のとおり回答します。

記

長浜市としては、地元丹生ダム対策委員会から提出されました意見書を尊重し、早期に丹生ダム建設事業の検証を終了させ、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、一刻も早く当該地域の地域振興策等さまざまな課題解決を図っていただきたい。

なお、洪水調節については、高時川・姉川沿川の住民が、近年幾度となく避難勧告の発出を受け、大きな不安を抱えていることから、流域住民の安全・安心のため、河川管理者としての責務を早期に果たしていただきたい。また、流水の正常な機能の維持については、長期にわたる瀬切れにより、魚などの生態系への悪影響や周辺住民の利水等に大きな影響が生じていることから、年間を通じて流れのある川を早期に実現していただきたい。

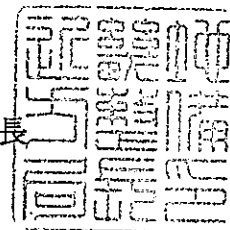




国近整河環第 46 号  
27 夕設第 163 号  
平成 28 年 3 月 31 日

京都府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



### 丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）  
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧



8 河 第 1 6 1 号  
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

京都府知事 山 田 啓 二



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け国近整河環第 4 6 号及び 2 7 ダ設第 1 6 3 号で照会の  
ことについて、下記のとおり回答します。

記

丹生ダム建設事業を「中止」するとした対応方針（原案）案に異論は  
ありません。

京都府建設交通部河川課

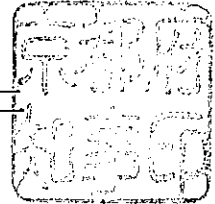
総合治水担当 075-414-5288



8 河 第 1 6 1 号  
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都府知事 山 田 啓 二



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け国近整河環第 4 6 号及び 2 7 ダ設第 1 6 3 号で照会の  
ことについて、下記のとおり回答します。

記

丹生ダム建設事業を「中止」するとした対応方針（原案）案に異論は  
ありません。

京都府建設交通部河川課

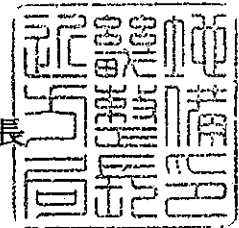
総合治水担当 075-414-5288



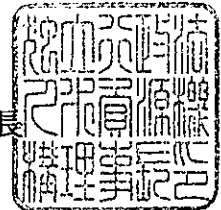
国近整河環第 46 号  
27 夕設第 163 号  
平成 28 年 3 月 31 日

大阪府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



### 丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第 3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成 28 年 4 月 25 日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第 16 条の 2 に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）  
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

河整第1093号  
平成28年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局長 様



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年3月31日付け国近整河環第46号及び27ダ設第163号にて照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありません。速やかに諸手続きを完了させていただきたい。

なお、中止に伴う事後措置については、関係機関と十分調整してください。

河 整 1 0 9 3 号  
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

大阪府知事



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 8 年 3 月 3 1 日 付け 国近整河環第 4 6 号 及び 2 7 ダ設第 1 6 3 号 にて  
照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありません。速やかに諸手続きを完了させていただきたい。

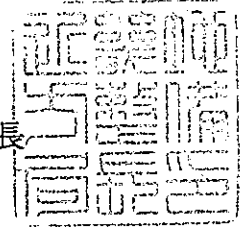
なお、中止に伴う事後措置については、関係機関と十分調整してください。



国近整河環第 46号  
27 夕設第 163号  
平成 28 年 3 月 31 日

兵庫県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

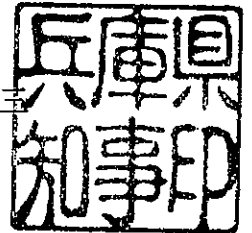
※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）  
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

水工第 1010 号  
平成 28 年 4 月 21 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

兵庫県知事 井戸敏三



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号、27 ダ設第 163 号で意見聴取のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

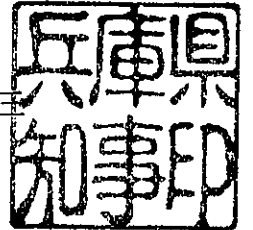
丹生ダム建設事業の対応方針(原案)案について、事業の中止に異議はありません。  
ダム中止後の地域振興については、関係機関と十分協議いただきたい。



水工第 1010 号  
平成 28 年 4 月 21 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

兵庫県知事 井戸 敏三



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 28 年 3 月 31 日付け国近整河環第 46 号、27 ダ設第 163 号で意見聴取のあった標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

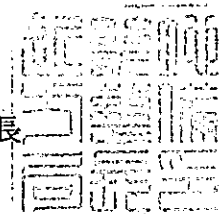
丹生ダム建設事業の対応方針(原案)案について、事業の中止に異議はありません。ダム中止後の地域振興については、関係機関と十分協議いただきたい。



国近整河環第 46 号  
27 夕設第 163 号  
平成 28 年 3 月 31 日

京都府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第 3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成 28 年 4 月 25 日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

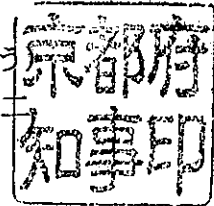
※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）  
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

8 公 第 1 1 5 号  
平成28年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

(公営企業管理者の権限を行つた)  
京都府知事 山田 啓



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について  
(回答)

平成28年3月31日付け国近整河環第46号及び27ダ設第163号で照会の  
ことについて、下記のとおり回答します。

記

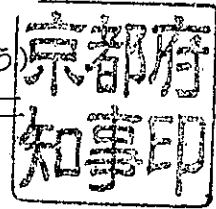
利水者として、既に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、ダム建設事業  
の中止については意見はありません。

環境部公営企画課  
水資源・水道担当 075-414-4373

8 公 第 1 1 5 号  
平成28年4月25日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

(公営企業管理者の権限を行う)  
京都府知事 山田 啓二



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について  
(回答)

平成28年3月31日付け国近整河環第46号及び27ダ設第163号で照会の  
ことについて、下記のとおり回答します。

記

利水者として、既に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、ダム建設事業  
の中止については意見はありません。

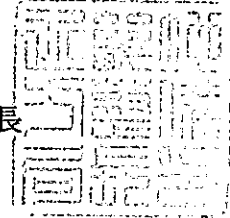
環境部公営企画課  
水資源・水道担当 075-414-4373



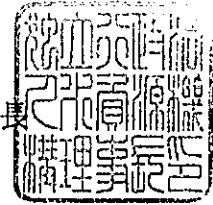
国近整河環第46号  
27ダ設第163号  
平成28年3月31日

大阪広域水道企業団 企業長 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



### 丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成28年4月25日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）  
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧

企企第1041号  
平成28年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

大阪広域水道企業団企業長



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平素から、当企業団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年3月31日付け国近整河環第46号で依頼のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

当企業団は、平成17年（当時は大阪府水道部）に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業を中止することについては特段の意見はありません。

企企第1041号  
平成28年4月25日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

大阪広域水道企業団企業長



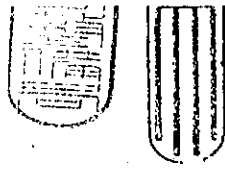
丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平素から、当企業団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年3月31日付け27ダ設第163号で依頼のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

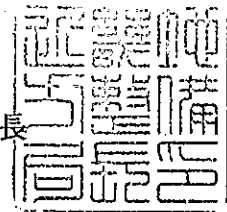
当企業団は、平成17年（当時は大阪府水道部）に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業を中止することについては特段の意見はありません。



国近整河環第 46 号  
27 夕設第 163 号  
平成 28 年 3 月 31 日

阪神水道企業団 企業長 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



### 丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政及び丹生ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、丹生ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「丹生ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第 3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成 28 年 4 月 25 日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

#### ※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川環境課 建設専門官 谷口（提出先）  
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 次長 北牧





阪水発第 33 号～2  
平成 28 年 4 月 20 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

阪神水道企業団  
企業長 山 中



丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

平素は、水道事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 3 月 31 日付国近整河環第 46 号及び 27 ダ設第 163 号により照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

**【回答】**

当企業団は、平成 17 年に丹生ダム建設事業からの撤退を表明しており、丹生ダム建設事業中止については、特段の意見はございません。

以上